



島及び小笠原諸島における産業振興の取り組みを支援すること

などであります。

本案は、去る三月七日本委員会に付託され、十一日太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十四日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

### 日程第三 裁判所職員定員法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第三に移ります。裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長江崎鐵磨君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔江崎鐵磨君登壇〕

○江崎鐵磨君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及

び結果を御報告申し上げます。

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を三十二名増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、あわせて効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十六名減少しようとするものであります。

本案は、去る三月六日本委員会に付託され、翌七日谷垣禎一法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十四日、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告をいたしました。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

### 日程第三 裁判所職員定員法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 全会一致。異議なしと認めます。したがつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔後藤茂之君登壇〕

○後藤茂之君 ただいま議題となりました雇用保

險法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、現下の雇用情勢を踏まえ、雇用保険制度において、基本手当、就業促進手当、教育訓練給付及び育児休業給付金の給付の拡充並びに暫定措置の新設及び延長等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、専門的・実践的な教育訓練に係る教育訓練給付金の給付割合の上限を百分の六十に引き上げるとともに、平成三十年度末までの暫定措置として、四十五歳未満の離職者が初めて専門的・実践的な教育訓練を受講する場合に一定額を支給する教育訓練支援給付金を創設すること、

第二に、有期労働契約が更新されなかつたことによる離職者等について基本手当の給付日数を延長する等の暫定措置を平成二十八年度末まで延長すること、

第三に、育児休業給付金の額について、休業を開始した日から通算して百八十日に達するまでの間に限り、賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の六十七に相当する額に引き上げる暫定措置を創設すること等であります。

本案は、去る三月六日本委員会に付託され、翌七日田村厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十二日から質疑に入り、十四日に質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

○議長(伊吹文明君) 起立多數。したがつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

内閣提出、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊吹文明君) あべ俊子君の動議に御異議はありませんか。

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがつて、日程を追加いたしました。

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがつて、日程を追加いたしました。

○議長(伊吹文明君) 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(伊吹文明君) 委員長の報告を求めます。総務委員長高木陽介君。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○高木陽介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、成田国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、成田国際

官 報 (号 外)

空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成三十一年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。本案は、去る三月十二日本委員会に付託され、翌十三日新藤総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、本日、質疑を行い、採決をいたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案とのおり可決すべきものと決しました。

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたしました。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を  
委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。し  
たがつて、本案は委員長報告のとおり可決をいた  
しました。

以下、これらについて御報告申し上げます。

国家安全保障戦略は、我が国で初めて策定した国家安全保障に関する基本方針であります。我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、脅威は容易に国境を越えてきます。どの国も一国ののみでは自国の平和と安全を守ることはできず、国際社会と協力して平和を確保していくことが不可欠です。

このような認識のもと、本戦略においては、国際協調主義に基づく積極的平和主義を基本理念として掲げております。我が国の安全と地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定そして繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していくとの考えであります。

この基本理念のもと、我が国の国益を明確にした上で、国家安全保障の目標として、次の三点を示しています。

第一に、必要な抑止力を強化し、万が一我が国に直接脅威が及ぶ場合には、これを排除し、被害

後の我が国の防衛のあり方について新たな指針を示すものであります。

我が国の防衛力については、多様な活動を統合運用によりシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得る実効的なものとしていくため、幅広い後方支援基盤の確立に配意しつつ、高度な技術力と情報・指揮通信能力に支えられ、ハード及びソフト両面における即応性、持続性、強韌性及び連接性も重視した統合機動防衛力を構築することとしております。

この考え方のもとでの体制の整備に当たっては、統合運用の観点からの能力評価を踏まえ、各種事態における実効的な抑止及び対処を実現するため、その前提となる海上優勢及び航空優勢の確実な維持に向けた防衛力整備を優先し、機動展開能力の整備も重視することとしております。

最後に、いわゆる新中期防について御報告申し上げます。

内閣総理大臣の発言（「国家安全保障戦略」、「平成二十六年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成二十六年度～平成三十年度）」に関する報告）に対する質疑

○議長、伊吹文明君　ただいまの内閣総理大臣の発言に対し質疑の通告がありますので、順次これを行います。まず、左藤章君。

〔左藤章君登壇〕

○左藤章君　自由民主党の左藤章でございます。自由民主党を代表して、国家安全保障戦略、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に関する報告に対する質問をさせていただきます。（拍手）

約一年三ヶ月前に発足した安倍政権は、強い日本を取り戻すという合い言葉に、東日本大震災の復興を初めとするさまざまな施策に取り組んできましたところでございます。

強い日本とは、デフレを脱却し、成長戦略で経済の復活を目指すだけではありません。安倍政権

内閣総理大臣の発言（「国家安全保障戦略」、「平成二十六年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成二十六年度～平成三十年度）」に関する報告）

○議長（伊吹文明君） この際、内閣総理大臣から、「国家安全保障戦略」、「平成二十六年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成二十六年度～平成三十年度）」に関する報告について発言を求められておりますので、これを許します。内閣総理大臣安倍晋三君。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 政府は、昨年十二月十七日、国家安全保障会議及び閣議において、国家安全保障戦略、平成二十六年度以降に係る防衛計画の大綱及び平成二十六年度から平成三十年度までの中期防衛力整備計画を決定いたしまし

地域の安全保障環境を改善すること、第三に、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化、紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善することとなります。

その上で、国家安全保障上の課題を特定しつつ、それらを克服し、目標を達成するため、我が国自身の外交力、防衛力等の強化を初めとする戦略的アプローチを示しております。本戦略は、エネルギー等国家安全保障に関する分野の政策に指針を与えるものもあります。

政府としては、国家安全保障会議の司令塔機能のもと、本戦略に従つて、国家安全保障に関する政策を一層戦略的かつ体系的に実施し、国家安全保障に万全を期す考え方です。

次に、いわゆる新防衛大綱について御報告申上げます。

新防衛大綱は、國家安全保障戦略を踏まえ、今

るための主要事業を掲げており、その実施に必要な金額は、平成二十五年度価格でおおむね二十四兆六千七百億円程度を日途としております。その上で、調達改革等を通じて、一層の効率化、合理化を徹底した防衛力整備に努め、各年度の予算編成に伴う防衛関係費は、おおむね二十三兆九千七百億円程度の枠内とすることとしております。

以上の国家安全保障戦略、新防衛大綱及び新中長期防のものと、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国民の生命と財産、我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くとともに、地域と国際社会の平和、安定、繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与してまいります。

皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

現在、我が国を取り巻く安全保障環境は、中国の海洋進出の活発化や国防費の増大、北朝鮮の核やミサイルの開発の進展など、一層厳しさを増しています。

このよな中、自由民主党としては、政権公約として、民主党政権下の二二大綱を見直すこととし、昨年六月に、新防衛計画の大綱策定に係る提言を取りまとめたところでござります。

安倍政権は、我が党の提言を踏まえつゝ、昨年十二月、我が国として初めての国家安全保障戦略を策定し、これを踏まえて防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画を策定し、防衛力の質と量を増強することを打ち出しました。

まさに、国民の生命財産、そして我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くための重要な方針がこのよう形で打ち出されたのは、安倍政権だからこそにはかなりません。

後の我が国の防衛のあり方について新たな指針を示すものであります。

我が国の防衛力については、多様な活動を統合運用によりシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得る実効的なものとしていくため、幅広い後方支援基盤の確立に配意しつつ、高度な技術力と情報・指揮通信能力に支えられ、ハード及びソフト両面における即応性、持続性、強韌性を及ぼす連接性も重視した統合機動防衛力を構築することとしております。

この考え方のもとでの体制の整備に当たっては、統合運用の観点からの能力評価を踏まえ、各種事態における実効的な抑止及び対処を実現するため、その前提となる海上優勢及び航空優勢の確実な維持に向けた防衛力整備を優先し、機動展開能力の整備も重視することとしております。

最後に、いわゆる新中期防について御報告申上げます。

新中期防は、新防衛大綱に定める我が国が保有すべき防衛力の水準を見据え、当初五年間に達成すべき計画であります。統合機動防衛力を構築するための主要事業を掲げており、その実施に必要な金額は、平成二十五年度価格でおおむね二兆六千七百億円程度を目途としております。その上で、調達改革等を通じて、一層の効率化、合理化を徹底した防衛力整備に努め、各年度の予算編成に伴う防衛関係費は、おおむね二十三兆九千七百億円程度の枠内とすることとしております。

以上の国家安全保障戦略、新防衛大綱及び新中期防のもと、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国民の生命と財産、我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くとともに、地域と国際社会の平和、安定、繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与してまいります。

皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

内閣総理大臣の発言（「国家安全保障戦略」、「平成二十六年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成二十六年度～平成三十年度）」に関する報告）に対する質疑

○議長（伊吹文明君） ただいまの内閣総理大臣の発言に対し質疑の通告がありますので、順次これを行います。まず、左藤章君。

〔左藤章君登壇〕

○左藤章君 自由民主党の左藤章でございます。自由民主党を代表して、国家安全保障戦略、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に関する報告に対する質問をさせていただきます。（拍手）

約一年三ヶ月前に発足した安倍政権は、強い日本を取り戻すという合い言葉に、東日本大震災の復興を初めとするさまざまな施策に取り組んできましたところでございます。

強い日本とは、デフレを脱却し、成長戦略で経済の復活を目指すだけではありません。安倍政権は、安全保障分野においても、強い日本を取り戻すぞうとしています。

現在、我が国を取り巻く安全保障環境は、中国の海洋进出の活性化や国防費の増大、北朝鮮の核やミサイルの開發の進展など、一層厳しさを増しています。

このようなか、自由民主党としては、政権公約として、民主党政権下の二二大綱を見直すこととし、昨年六月に、新防衛計画の大綱策定に係る提言を取りまとめたところでございます。

安倍政権は、我が党の提言を踏まえつつ、昨年十二月、我が国として初めての国家安全保障戦略を策定し、これを踏まえて防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画を策定し、防衛力の質と量を強化することを打ち出しました。

まさに、国民の生命財産、そして我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くための重要な

○議長(伊吹文明君) ただいまの内閣総理大臣の発言に対し質疑の通告がありますので、順次これを行います。まず、左藤章君。

(左藤章君登壇)

○左藤章君 自由民主党の左藤章でございます。自由民主党を代表して、国家安全保障戦略、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に関する報告に対する質問をさせていただきます。(拍手)

約一年三ヶ月前に発足した安倍政権は、強い日本を取り戻すという合い言葉に、東日本大震災の復興を始めとするさまざまな施策に取り組んできましたところでございます。

強い日本とは、デフレを脱却し、成長戦略で経済の復活を目指すだけではありません。安倍政権は、安全保障分野においても、強い日本を取り戻そうとしています。

現在、我が国を取り巻く安全保障環境は、中国の海洋進出の活発化や国防費の増大、北朝鮮の核やミサイルの開発の進展など、一層厳しさを増しています。

このような中、自由民主党としては、政権公約として、民主党政権下の二二大綱を見直すこととし、昨年六月に、新防衛計画の大綱策定に係る提言を取りまとめたところでございます。

安倍政権は、我が党の提言を踏まえつつ、昨年十二月、我が国として初めての国家安全保障戦略を策定し、これを踏まえて防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画を策定し、防衛力の質と量を増強することを打ち出しました。

まさに、国民の生命財産、そして我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くための重要な方針がこのような形で打ち出されたのは、安倍政権だからこそにはなりません。

それでは、まず、国家安全保障戦略について質問させていただきます。

今回、初めて、我が国の国益を長期的視点から見定めた上で、国家安全保障の基本政策を示す国家安全保障戦略が策定されました。今まで、このような、我が国の国益とは何か、それを達成するためにはどのようなアプローチをとるべきかについて、明示された戦略文書はありませんでした。

今回、国家安全保障戦略という形で、政府全体として今後どのように我が国の安全保障を確保していくのか、その基本方針やアプローチを示されたことは大変意義があることと考えますが、総理のお考えをお聞かせください。

国家安全保障戦略では、その基本方針として、国際協調主義に基づく積極的平和主義を掲げ、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に寄与する姿勢を示されました。実際、安倍総理は、昨年のフィリピンの台風被害に対し、自衛隊を迅速に派遣し、緊急支援を行っております。また、今回の消息不明のマレーシア航空機の捜索救助活動のため、自衛隊及び海上保安庁の航空機の派遣を速やかに行っています。

これらはまさに積極的平和主義のあらわれであると考えていますが、改めて、積極的平和主義の意義について、総理のお考えを伺います。

国家安全保障戦略では、長期的な国益や課題を踏まえ、我が国がるべき国家安全保障上の戦略的アプローチが詳細かつ幅広く記載されています。具体的には、外交・防衛政策のみならず、経済やエネルギー・環境問題、防衛産業や情報発信のあり方、愛国心の高揚など、多岐にわたっています。

個々の施策はどれをとっても大変重要なことでございますが、今後、各省の垣根を取り払い、これら施策を政府全体としてどのように積極的に進めいくのか、昨年設置された国家安全保障会議との関係を踏まえつつ、総理の決意をお聞かせく

ださい。

次に、新たな防衛大綱と中期防衛力整備計画について質問をいたします。

前回の防衛大綱が作成されて以降、三年が経過しましたが、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しています。北朝鮮のミサイルの発射や中国の尖閣諸島等への領海侵入、領空侵犯など、我が国の防衛力の強化は一刻を争います。

そこで、改めて伺いますが、今までにその大綱を見直さなければならなかつた理由を、防衛大臣のお考えをお聞かせください。

厳しい安全保障環境を踏まえ、新たな防衛大綱では、防衛力の質と量を必要かつ十分に確保することとしています。また、自衛隊が対応すべき多様な活動を統合運用によりシームレスかつ機動的に行い得る統合機動防衛力を構築することとしています、この新たな防衛力は具体的にどのようないものなのでしょうか。防衛大臣のお考えをお聞かせください。

安倍政権は、平成二十五年度、二十六年度と二年連続で防衛関係費を増額してまいりました。また、新たな中期防においても、今後五年間の防衛関係費の総額を二十四兆六千七百億円とし、平成十二年に閣議決定した中期防以来初めて増額しました。

このような防衛関係費の増額は、国民の生命財産、そして我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くんだという安倍総理の強い意思を内外に示したものであります。また、サイバー攻撃の伸びを勘案すれば、果たして十分なものなのかといふ意見も聞こえてまいります。

今後、防衛体制を着実に整備していくためにも、防衛関係費を年度予算でも確実に確保する必要がありますが、総理の御決意をお伺いします。

最後になりますが、政治の要諦は、国民の生命と安全、国家の独立と平和を守ることにあります。我が国を取り巻く厳しい状況を踏まえれば、まさに今、安全保障政策を果敢に推し進めていく

ことが必要であります。

また、先般、北朝鮮による日本人拉致問題について質問をいたしました。

前回の防衛大綱が作成されて以降、三年が経過しましたが、我が国を取り巻く安全保障環境は一

層厳しさを増しています。北朝鮮のミサイルの発射や中国の尖閣諸島等への領海侵入、領空侵犯など、我が国の防衛力の強化は一刻を争います。

そこで、改めて伺いますが、今までにその大綱を見直さなければならなかつた理由を、防衛大臣のお考えをお聞かせください。

厳しい安全保障環境を踏まえ、新たな防衛大綱では、防衛力の質と量を必要かつ十分に確保することとしています。また、自衛隊が対応すべき多様な活動を統合運用によりシームレスかつ機動的に行い得る統合機動防衛力を構築することとしています、この新たな防衛力は具体的にどのようないものなのでしょうか。防衛大臣のお考えをお聞かせください。

安倍政権は、平成二十五年度、二十六年度と二年連続で防衛関係費を増額してまいりました。また、新たな中期防においても、今後五年間の防衛関係費の総額を二十四兆六千七百億円とし、平成十二年に閣議決定した中期防以来初めて増額しました。

このように防衛関係費の増額は、国民の生命財

産、そして我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くんだという安倍総理の強い意思を内外に示したものであります。また、サイバー攻撃の伸びを勘案すれば、果たして十分なものなのかといふ意見も聞こえてまいります。

今後、防衛体制を着実に整備していくためにも、防衛関係費を年度予算でも確実に確保する必要がありますが、総理の御決意をお伺いします。

最後になりますが、政治の要諦は、国民の生命と安全、国家の独立と平和を守ることにあります。我が国を取り巻く厳しい状況を踏まえれば、まさに今、安全保障政策を果敢に推し進めていく

ことが必要であります。

また、先般、北朝鮮による日本人拉致問題について質問をいたしました。

前回の防衛大綱が作成されて以降、三年が経過しましたが、我が国を取り巻く安全保障環境は一

層厳しさを増しています。北朝鮮のミサイルの発

射や中国の尖閣諸島等への領海侵入、領空侵犯など、我が国の防衛力の強化は一刻を争います。

そこで、改めて伺いますが、今までにその大綱

を見直さなければならなかつた理由を、防衛大臣のお考えをお聞かせください。

厳しい安全保障環境を踏まえ、新たな防衛大綱

では、防衛力の質と量を必要かつ十分に確保する

こととしています。また、自衛隊が対応すべき多

様な活動を統合運用によりシームレスかつ機動的

に行い得る統合機動防衛力を構築することとして

います、この新たな防衛力は具体的にどのよう

なものなのでしょうか。防衛大臣のお考えをお聞

かせください。

安倍政権は、平成二十五年度、二十六年度と二

年連続で防衛関係費を増額してまいりました。ま

た、新たな中期防においても、今後五年間の防衛

関係費の総額を二十四兆六千七百億円とし、平成

十二年に閣議決定した中期防以来初めて増額し

ました。

このように防衛関係費の増額は、国民の生命財

産、そして我が国の領土、領海、領空を断固とし

て守り抜くんだという安倍総理の強い意思を内

外に示したものであります。また、サイバー攻撃の

伸びを勘案すれば、果たして十分なものなのかと

いふ意見も聞こえてまいります。

今後、防衛体制を着実に整備していくために

も、防衛関係費を年度予算でも確実に確保する必

要がありますが、総理の御決意をお伺いします。

最後になりますが、政治の要諦は、国民の生命

と安全、国家の独立と平和を守ることにあります。

我が国を取り巻く厳しい状況を踏まえれば、

まさに今、安全保障政策を果敢に推し進めていく

ことが必要であります。

また、先般、北朝鮮による日本人拉致問題につ

いて質問をいたしました。

前回の防衛大綱が作成されて以降、三年が経過

しましたが、我が国を取り巻く安全保障環境は一

層厳しさを増しています。北朝鮮のミサイルの発

射や中国の尖閣諸島等への領海侵入、領空侵犯など、我が国の防衛力の強化は一刻を争います。

そこで、改めて伺いますが、今までにその大綱

を見直さなければならなかつた理由を、防衛大臣のお考えをお聞かせください。

厳しい安全保障環境を踏まえ、新たな防衛大綱

では、防衛力の質と量を必要かつ十分に確保する

こととしています。また、自衛隊が対応すべき多

様な活動を統合運用によりシームレスかつ機動的

に行い得る統合機動防衛力を構築することとして

います、この新たな防衛力は具体的にどのよう

なものなのでしょうか。防衛大臣のお考えをお聞

かせください。

安倍政権は、平成二十五年度、二十六年度と二

年連続で防衛関係費を増額してまいりました。ま

た、新たな中期防においても、今後五年間の防衛

関係費の総額を二十四兆六千七百億円とし、平成

十二年に閣議決定した中期防以来初めて増額し

ました。

このように防衛関係費の増額は、国民の生命財

産、そして我が国の領土、領海、領空を断固とし

て守り抜くんだという安倍総理の強い意思を内

外に示したものであります。また、サイバー攻撃の

伸びを勘案すれば、果たして十分なもののかと

いふ意見も聞こえてまいります。

今後、防衛体制を着実に整備していくために

も、防衛関係費を年度予算でも確実に確保する必

要がありますが、総理の御決意をお伺いします。

最後になりますが、政治の要諦は、国民の生命

と安全、国家の独立と平和を守ることにあります。

我が国を取り巻く厳しい状況を踏まえれば、

まさに今、安全保障政策を果敢に推し進めていく

ことが必要であります。

また、先般、北朝鮮による日本人拉致問題につ

いて質問をいたしました。

前回の防衛大綱が作成されて以降、三年が経過

しましたが、我が国を取り巻く安全保障環境は一

層厳しさを増しています。北朝鮮のミサイルの発

射や中国の尖閣諸島等への領海侵入、領空侵犯など、我が国の防衛力の強化は一刻を争います。

そこで、改めて伺いますが、今までにその大綱

を見直さなければならなかつた理由を、防衛大臣のお考えをお聞かせください。

厳しい安全保障環境を踏まえ、新たな防衛大綱

では、防衛力の質と量を必要かつ十分に確保する

こととしています。また、自衛隊が対応すべき多

様な活動を統合運用によりシームレスかつ機動的

に行い得る統合機動防衛力を構築することとして

います、この新たな防衛力は具体的にどのよう

なものなのでしょうか。防衛大臣のお考えをお聞

かせください。

安倍政権は、平成二十五年度、二十六年度と二

年連続で防衛関係費を増額してまいりました。ま

た、新たな中期防においても、今後五年間の防衛

関係費の総額を二十四兆六千七百億円とし、平成

十二年に閣議決定した中期防以来初めて増額し

ました。

このように防衛関係費の増額は、国民の生命財

産、そして我が国の領土、領海、領空を断固とし

て守り抜くんだという安倍総理の強い意思を内

外に示したものであります。また、サイバー攻撃の

伸びを勘案すれば、果たして十分なもののかと

いふ意見も聞こえてまいります。

今後、防衛体制を着実に整備していくために

も、防衛関係費を年度予算でも確実に確保する必

要がありますが、総理の御決意をお伺いします。

最後になりますが、政治の要諦は、国民の生命

と安全、国家の独立と平和を守ることにあります。

我が国を取り巻く厳しい状況を踏まえれば、

まさに今、安全保障政策を果敢に推し進めていく

ことが必要であります。

また、先般、北朝鮮による日本人拉致問題につ

いて質問をいたしました。

前回の防衛大綱が作成されて以降、三年が経過

しましたが、我が国を取り巻く安全保障環境は一

層厳しさを増しています。北朝鮮のミサイルの発

射や中国の尖閣諸島等への領海侵入、領空侵犯など、我が国の防衛力の強化は一刻を争います。

そこで、改めて伺いますが、今までにその大綱

を見直さなければならなかつた理由を、防衛大臣のお考えをお聞かせください。

厳しい安全保障環境を踏まえ、新たな防衛大綱

では、防衛力の質と量を必要かつ十分に確保する

こととしています。また、自衛隊が対応すべき多

様な活動を統合運用によりシームレスかつ機動的

に行い得る統合機動防衛力を構築することとして

います、この新たな防衛力は具体的にどのよう

なものなのでしょうか。防衛大臣のお考えをお聞

かせください。

安倍政権は、平成二十五年度、二十六年度と二

年連続で防衛関係費を増額してまいりました。ま

た、新たな中期防においても、今後五年間の防衛

関係費の総額を二十四兆六千七百億円とし、平成

十二年に閣議決定した中期防以来初めて増額し

ました。

このように防衛関係費の増額は、国民の生命財

産、そして我が国の領土、領海、領空を断固とし

て守り抜くんだという安倍総理の強い意思を内

外に示したものであります。また、サイバー攻撃の

伸びを勘案すれば、果たして十分なもののかといふ意見も聞こえてまいります。

今後、防衛体制を着実に整備していくためにも、防衛関係費を年度予算でも確実に確保する必要がありますが、総理の御決意をお伺いします。

最後になりますが、政治の要諦は、国民の生命と安全、国家の独立と平和を守ることにあります。

我が国を取り巻く厳しい状況を踏まえれば、まさに今、安全保障政策を果敢に推し進めていくことが必要であります。

また、先般、北朝鮮による日本人拉致問題について質問をいたしました。

前回の防衛大綱が作成されて以降、三年が経過しましたが、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しています。北朝鮮のミサイルの発射や中国の尖閣諸島等への領海侵入、領空侵犯など、我が国の防衛力の強化は一刻を争います。

そこで、改めて伺いますが、今までにその大綱を見直さなければならなかつた理由を、防衛大臣のお考えをお聞かせください。

厳しい安全保障環境を踏まえ、新たな防衛大綱では、防衛力の質と量を必要かつ十分に確保することとしています。また、自衛隊が対応すべき多様な活動を統合運用によりシームレスかつ機動的に行い得る統合機動防衛力を構築することとしています、この新たな防衛力は具体的にどのよう

なものなのでしょうか。防衛大臣のお考えをお聞かせください。

安倍政権は、平成二十五年度、二十六年度と二年連続で防衛関係費を増額してまいりました。また、自衛隊が対応すべき多様な活動を統合運用によりシームレスかつ機動的

に行い得る統合機動防衛力を構築することとしています、この新たな防衛力は具体的にどのよう

なものなのでしょうか。防衛大臣のお考えをお聞かせください。

厳しい安全保障環境を踏まえ、新たな防衛大綱では、防衛力の質と量を必要かつ十分に確保することとしています。また、自衛隊が対応すべき多様な活動を統合運用によりシームレスかつ機動的

に行い得る統合機動防衛力を構築すること



使することが認められる正当な権限が、国内法上、海上保安庁や自衛隊に認められていることが最低限必要であります。

これは、主権と領土にかかわる火急の課題であります。したがいまして、シームレスな対応などというスローガンを繰り返していても、全く意味はありません。

そこで、総理に伺います。

グレーボーン事態に対処する上で、海上保安庁や自衛隊に国際法が認める正当な権限は付与されるのでしょうか。権限のすき間は放置されないのでしょうか。あす危機が起るかもしれないとの認識に基づき、グレーボーン事態に対処する法整備に関する総理の御覚悟とともに、明確な御答弁を求めていたと思います。

第二に、冒頭に触れた中国のA2D能力への対応策についてであります。安保戦略のどこを読んでも、日米でどのような役割分担をして、第一列島線を守り、第二列島線との間の広大な海域における安全保障を確立し、ひいては米国の持続可能な前方プレゼンスを確保しようとしているのか、明らかではありません。

今日の日米同盟協力の核心ともいべきこの論点は、年末までに作業を完了するとされる日米防衛協力のガイドラインの改定と密接にかかわるものであり、不明確なまま放置することは許されません。与党内の協議が停滞している集団的自衛権の行使をめぐる問題にも、早急に決着をつけるべきであります。もちろん、閣議決定の前に国会できちんと議論すべきことは言うまでもありません。

日本が、できることとできないことをはつきりさせてほしいというのが、米国の本音であります。集団的自衛権をめぐる我が国のスタンスが曖昧なまま時を浪費すれば、ガイドラインをめぐる実質協議の時間がどんどん減ることになります。共同作戦計画が立てられないままでは、日米防衛

協力が有事の際に機能することはありません。そうなれば、日米共同の抑止力も張り子の虎となってしまいます。

そこで、総理に伺います。

集団的自衛権の行使をめぐる今後の議論の見通し、そして、抑止力構築のかなめである日米ガイドラインとの関係においてどれほど迫切感を持つておられるのか、総理の御認識をお答えいただきたいというふうに思います。

私は、安倍総理が先週参議院予算委員会で表明された、日韓関係の改善に向けた戦略的な決断を率直に評価いたします。

日本の名譽のために河野談話の見直しを求めてきた人々は、検証すると決めたはずの談話について、検証もしないうちに見直しはしないなどと明言するのは到底理解できないとして、安倍政権の姿勢を軟弱だと非難するであります。期待を持たせてしまつた分だけ、反動は大きいと思います。

また、この間の米国からの働きかけをやり玉に上げて、またしても対米追従ではないかと失望する声が広がっております。

しかし、これらはいずれも、木を見て森を見ない議論だと私は考えます。

国家は、主権と独立の維持、領土、領空、領海の保全、国民の生命、身体、財産の安全といった基本的な利益を確保するために、絶えず変化する

安全環境の中でのあらゆる手段を尽くしていく必要があります。これが、国家安全保障戦略の改革を最優先に推し進め、国際協調主義に基づく根本であります。

歴史問題と称される個々の論点について、我が国が声を大にして主張すべき事柄が少なくないことは、私も十分承知しております。しかし、国家の安全保障にかかる大局的、戦略的判断のもと、場合によつては過度のこだわりを拭い去ること

とが求められることがあるのだとうるうに考えます。

時あたかも、来年は、第二次世界大戦終結から七十年、日韓基本条約締結から五十年、そして、大正四年の対華二十一年要求から百年という、少なくとも三つの意味で歴史的な節目を迎えます。

そこに、中国が、一方では米軍に対する接近拒否能力を拡大強化し、尖閣諸島の我が國領海に対する公船侵入などを繰り返しつつ、心理戦、法律戦、世論戦から成る三戦を、世界規模で執拗にかけてきているのであります。ゆめゆめ、中國の術中にはまつてはなりません。

国家の名譽をかけて、民族の誇りをかけて、言いたいこともある、正さねばならないこともあります。しかし、戦後、国際社会に復帰して以来、先人たちが嘗々と積み重ねてきた苦心の外交努力の結果を後戻りさせ、國家の戦略的利益を失つてはならないと考えます。

歴史修正主義とのそしりを受けたり、我が国が戦後秩序への挑戦者であるなどという、あらぬ誤解を拡大させることができ、最優先課題である安全保障分野の構造改革を進める上で大きな障害になることは、昨今の国際世論の動向を見ても明らかです。

今大事なのは、孤立化と破滅の道を突き進んだ昭和の過激なナショナリズムに戻るのはなく、屈辱の不平等条約改正に五十三年の月日を費やしながら粘り強くこれを実現した明治のアリアズムを思い起こすことだというふうに考えます。

すなわち、特定の問題については戦略的な忍耐を維持する一方、喫緊の課題である安全保障政策の改革を最優先に推し進め、国際協調主義に基づく積極的平和主義の旗を高く掲げ、プロアクティ

ブな外交を展開していくことこそが肝要であると

考えます。

最後に、この国家安全保障戦略と歴史問題の微妙なバランスにつきまして、安倍総理並びに岸田外務大臣の御所見を承つて、私の質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

【内閣総理大臣安倍晋三君登壇】

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 長島昭久議員にお答えをいたします。

大綱、中期防が目指す防衛力整備と所要経費についてのお尋ねがありました。

新たな中期防衛力整備計画においては、防衛大纲に示された統合機動防衛力を構築するため、必要な防衛力整備に係る金額として、まず、二十四兆六千七百億円を目指としています。

その上で、装備品の仕様の見直しやまとめ買いを含む調達改革等を通じ、一層の効率化、合理化を徹底した防衛力整備に努め、各年度の予算編成を通じ、五年間でおおむね七千億円程度の実質的な財源を確保することにより、中期防に示された事業を実現することは十分可能と考えております。

中期防の増額修正の可能性についてお尋ねがありました。

新たな中期防衛力整備計画については、三年後に、その時点における内外の諸情勢を総合的に勘案した上で、必要に応じ見直しを行うこととされます。

新たたな中期防衛力整備計画については、三年後

に、その時点における内外の諸情勢を総合的に勘案した上で、必要に応じ見直しを行うこととされています。現時点では、見直しの有無や見直し内容を申し上げることは困難ですが、いずれにせよ、我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえ、計画の実現に必要な経費の確保に努めてまいります。

いわゆるグレーボーン事態に対処する法整備についてお尋ねがありました。

我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、領土や主権、海洋における経済権益等をめぐり、いわゆるグレーボーンの事態が増加する傾向にあります。このため、武力攻撃に至らない事態を含め、さまざま事態にシームレスに対応することが必要であります。



また、行使に当たつての具体的な発動要件、行使範囲、国会の承認、部隊行動基準ネガティブリストの作成、自衛隊活動行使後の検証、調査、関連法整備への対応等、諸課題への取り組みも同時に具体化しなければならないと考えますが、総理と防衛大臣のその具体的な内容と今後の取り組みスケジュールについてお答えください。

次に、予算についてお伺いします。

平成二十六年度防衛予算是一応増額していますが、そのほとんどは、実質減額していた人件費を戻すための人件費増であり、実際の装備調達や環境整備に大幅に増額したとはとても言えないものです。今後も、目の前の危機から国民の生命財産を守り抜くため、来年度以降に向けては大幅な予算増が必要であると我が党は考えています。総理及び防衛大臣の御所見をお伺いいたします。

これまでも、防衛白書や大綱等で、ロシアの軍事力への懸念、北朝鮮の不安定さへの懸念、中国の軍備増強への懸念などが記述されていましたが、我が国の防衛政策には、戦略、ドクトリンと呼べるのは、ほとんどその存在がありませんでした。我が国周辺の不安定要素として懸念を示しました。いわば、全方位防衛とでも呼ぶべき考え方で書かれており、とても戦略と呼べるものではなかつたわけです。

しかし、今回は、国家安全保障会議(NSC)も設置され、大きく評価できる重要な点として、どの国との衝突に備えるかを明確化したこと、戦域、前線をどこに設けるかという戦術的な規定をしたことです。これは、従来の考え方から大きく変革した画期的なものです。

国家安全保障戦略として初めて、戦略、ドクトリンと呼べるもののが策定されたとも言えると思いますが、なぜ、今、画期的に明確化したのか、その内容と根拠を総理と防衛大臣にお尋ねします。今回の国家安全保障戦略では、北朝鮮と中国に

話を背広姿の集団がイスラエル企業の代表らと熱心に接觸していたと報道されています。

イスラエルのネタニヤフ首相は、秀でた国々と主要企業による有志連合を結成すべきと訴えていますし、同国のサイバー政策を統括する国家サイバー局のラミ・エフラティ部長は、日本との協力強化を進めたいと秋波を送っています。しかし、まだ具体的に日本とイスラエルは政府間で協力関係を結んでいないと思います。

今後、我が国のサイバー安全保障はもちろん、国際秩序を先導するためにも、どのようにイスラエルとのかかわりを深めていくか、総理と外務大臣にお尋ねします。

ロシアでは、軍改革を進展させ、即応体制の強化とともに、新型装備の導入等を中心とした軍事力の近代化に向けた取り組みが見られ、ロシア軍の活動は引き続き活発化の傾向にあるにもかわらず、こうした記述になつた経緯、ロシアに対する考え方を、総理及び防衛大臣、外務大臣にお伺いいたします。

次に、陸、海、空、宇宙に次ぐ第五の戦場と言われるサイバー空間についてお伺いいたします。イスラエルにおいては、政府関連機関全体で一日に百万回ものサイバー攻撃にさらされているといいます。サイバー攻撃は、決して人ごとではありません。

我が国は、現在、アメリカ向けの武器技術の供与や戦闘機の共同開発などの例外を除き、防衛装備品を輸出できなくなっています。三原則が存在することでの、国内の防衛産業の育成や武器の国際共同開発を行いにくくなつており、周辺の軍拡の脅威に備えることはもちろん、技術立国日本の末

深まる中、中国発の対日サイバー攻撃が活発化。アメリカの情報会社、クラウドストライクによる

アーリー攻撃は、決して人ごとではありません。サイバー攻撃は、決して人ごとではありません。

我が国でも、尖閣諸島をめぐる中国との対立が

アーリー攻撃は、決して人ごとではありません。

我が国でも、尖閣諸島をめぐる中国との対立が

アーリー攻撃は、決して人ごとではありません。

我が国でも、尖閣諸島をめぐる中国との対立が

アーリー攻撃は、決して人ごとではありません。

我が国でも、尖閣諸島をめぐる中国との対立が

アーリー攻撃は、決して人ごとではありません。

（拍手）  
○内閣総理大臣安倍晋三君登壇  
○内閣総理大臣（安倍晋三君） 中丸啓議員にお答えをいたします。  
積極的平和主義についてお尋ねがありました。我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、大量破壊兵器や弾道ミサイルの脅威は深刻度を増しています。また、サイバー攻撃の増加により、新規脅威も増大しています。このような状況のもとでは、脅威は容易に国境を越えてきます。もはや、どの国も一国のみではなく、国際社会と協力して、地域や世界の平和を確保していくことが不可欠です。  
このような認識のもとに、我が国は、これまで以上に積極的に国際社会の平和と安定及び繁栄の実現に努めています。こうした理念を積極的平和主義として掲げたものであり、今後とも、そ

り組みについてお尋ねがありました。

武器輸出三原則等の見直しを、いつまでに、どのよう見直すのか、総理と防衛大臣のお考えをお聞かせください。

最後に、島嶼防衛、日本海沿岸の防衛力強化への人員配置の見直し、コストと効果と技術力向上のバランスを鑑みた兵器調達への取り組みなど、課題は山積しています。

今後も、日本維新の会は、一度と戦争を起こさないために徹底した抑止力の向上に資するため、国会の議論の場を通じて、その内面まで責任野党として積極的に、是々非々で提言をしてまいります。

その決意を申し上げ、日本維新の会、中丸啓の御清聴まことにありがとうございました。

（拍手）  
○内閣総理大臣安倍晋三君登壇  
○内閣総理大臣（安倍晋三君） 中丸啓議員にお

質問を終わります。

その決意を申し上げ、日本維新の会、中丸啓の御清聴まことにありがとうございました。

（拍手）  
○内閣総理大臣安倍晋三君登壇  
○内閣総理大臣（安倍晋三君） 中丸啓議員にお

質問を終わります。

集団的自衛権については、現在、安全保障の法的な基盤の再構築に関する懇談会において、国民の生命を守り、我が国の平和と安全を確保するため、どのように考えるべきかについて、具体的なケースを念頭にさまざまな議論が行われており、いつまでにといった期限ありきではなく、まずは、その議論の結果を待ちたいと思います。

その上で申し上げれば、政府としては、懇談会から報告書が提出された後に、内閣法制局の意見も踏まえつつ、与党とも相談の上、対応を検討した後、閣議決定を行い、国会でも御議論をしていただき、そして必要に応じて、自衛隊法を初め関連するさまざまな法律の改正についても国会で御議論いただくことを考えております。

防衛関係費についてお尋ねがありました。

平成二十六年度防衛関係費については、給与削減措置の終了による人件費の増加などを考慮しても、実質的に必要な増額を確保し、二年連続の増額としているところです。

防衛関係費については、今後とも、国民の生命財産、我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くため、厳しい財政事情も踏まえつつ、必要な予算をしっかりと確保してまいります。

なぜ、初めて、戦略、ドクトリンと呼べるものを探定したのかとのお尋ねがありました。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、国民の生命を守り、我が国の平和と安全を確保するため、機動的、戦略的に安全保障政策を開拓するとの観点から、政府は、国家安全保障會議及び国家安全保障戦略を車の両輪として設置、策定しました。

他方で、本戦略は、どの国との衝突に備えるか、戦域、前線をどこに設けるかといった内容を明示しているわけではありません。

ロシアに対する考え方についてお尋ねがありました。

政府としては、東アジア地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、あらゆる分野でロシアとの

協力を進め、日ロ関係を全体として高めていくことは、我が国の安全保障を確保する上で極めて重要な要素であると考えております。

同時に、ロシア軍の活動は引き続き活発化の傾向にあり、その活動の意図に関する理解を深め、信頼関係の増進を図る必要があると考えております。

イスラエルとの協力強化についてお尋ねがありました。

サイバー攻撃への対応は、国家の安全保障、危機管理上の重要な課題であり、迅速かつ的確な対処のために、諸外国との効果的協力を推進していく考えです。

イスラエルのようなサイバーセキュリティーにすぐれている国から学ぶところは多いと考えております。

武器輸出三原則等についてお尋ねがありました。

武器輸出三原則等については、安全保険環境の変化に対応し、平和貢献、国際協力や国際共同開発等、その時々の重要性に応じ、これまで二十一件に及ぶ例外化措置が講じられてきており、今後も増加していくことが予想されます。

このような状況に鑑み、政府としては、新たな安全保険環境に適合する明確な原則を定めることとしており、現在、与党とも御相談しながら検討中であります。

このため、策定期を申し上げることはできま

せんが、新原則においても、平和国家としての基本理念は堅持し、また、武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割にも十分配意してまいります。

その上で、これまで積み重ねてきた例外化の実例を踏まえ、これを包括的に整理しながら、防衛装備の移転に係る具体的な基準や手続、歯どめを

今まで以上に明確化して、内外に透明性を持つ形で明らかにしようと考えています。

なお、我が国の防衛生産、技術基盤に関しては、その維持強化を図るために、新防衛大綱において将来ビジョンを示す戦略を策定することとして

おり、現在、検討を進めているところであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣岸田文雄君登壇)

○國務大臣(岸田文雄君) まず、積極的平和主義につきまして御質問いただきました。

我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、大量破壊兵器や弾道ミサイルの脅威は深刻度を増しております。また、サイバー攻撃のよう、国境を越える新しい脅威も増大しております。

かかる状況のもとでは、脅威は容易に国境を越えてきます。もはや、どの国も一国のみでは自国の平和と安全を守ることはできません。自国の平和と安全を守るために、国際社会と協力して、地域や世界の平和を確保していくことが不可欠であります。

このような認識のもとに、積極的平和主義は、我が国が、国際協調主義に基づき、地域及び世界の平和と安定にこれまで以上に積極的に寄与していくことがあります。

我が国は、積極的平和主義の立場から、グローバル化が進む世界において、国際政治経済の主要プレイヤーとして、これまで以上に積極的な役割を果たしてまいります。

こうした考え方を国際社会に丁寧に説明し、理解を得ながら、外交を進めてまいります。

次に、ロシアに対する考え方についてお尋ねがありました。

ロシアとの間では、昨年十一月二日に初の日ロ外務・防衛閣僚協議、2プラス2を行い、両国の安全保険、防衛政策や安全保障協力、また、アジ

ア太平洋地域の多国間枠組みでの協力等について率直な意見交換を行いました。

外務大臣としても、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、そのような対話を進めていくことは、両国の信頼関係を増進させ、日

口関係全体の底上げを図るとともに、地域の平和と安定に資することにより、我が国の安全保障の確保につながるものと考えております。

国家安全保障戦略の中では、東アジア地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、あらゆる分野でロシアとの協力を進め、日ロ関係を全体として高めていくことは、我が国の安全保障を確保する上で極めて重要であると記述されております。

一方、ウクライナ情勢を含め、個別の事態については、その時々の状況にも鑑み、適切に対応していく考えであります。

次に、サイバー安全保障に関するイスラエルとの関係についてお尋ねがありました。

政府としては、サイバー空間の安定的利用に対するリスクは新たな課題となつていて認識しております。外務省としましては、サイバー分野に関し、特に、安全保障面を重視しつつ、二国間及び多国間の場における協力を進めています。

イスラエルとの関係については、昨年七月、私がイスラエルを訪問した際、ネタニヤフ首相とも会談をいたしました。ネタニヤフ首相からは、サイバーを含む安全保障分野に関する日・イスラエル間の対話及び協力を強化したいとの話がありました。(拍手)

こうした背景も踏まえて、サイバー安全保障に関する、イスラエルとの間で具体的にどのような関係を構築できるかについて検討を行っているところであります。

(國務大臣小野寺五典君登壇)

○國務大臣(小野寺五典君) 中丸啓議員にお答えいたします。

まず、集団的自衛権の行使に関する諸課題への

取り組み内容やスケジュールについてのお尋ねがありました。

集団的自衛権と憲法との関係等については、現在、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会において検討が行われていると承知をしておりま

す。

防衛省としましては、総理が御答弁されたとおり、まずは、この懇談会における議論を待ちたいと思います。

次に、防衛予算の増額についてのお尋ねがありました。

昨年末に策定された新防衛大綱では、南西地域の防衛態勢の強化を初め、各種事態における実効的な抑止及び対処を実現するための前提となる海上優勢及び航空優勢を確実に維持するとともに、幅広い後方支援基盤の確立に配意した統合機動防衛力を構築するということにしております。

防衛省としては、統合機動防衛力の構築における、厳しい財政事情も踏まえつつ、必要な予算をしっかりと確保することで、国民の生命財産、我が国領土、領海、領空の防衛に万全を期していくことを考えております。

次に、国家安全保障戦略について、他国との衝突への備えや戦術的な規定を明確化したことなど、画期的なものになつたが、なぜ今明確化したか、その内容と根拠についてのお尋ねがございました。

国家安全保障戦略は、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、国家安全保障の確保に取り組んでいく必要があるとの認識のもと、我が国として初めて策定をしたものであります。

他方、我が国の防衛体制は、従来から、特定の国を仮想敵国や脅威とみなし、これに軍事的に対抗していくという発想には立つておらず、この点は変更しております。

いざれにせよ、防衛省・自衛隊としては、國家安全保障戦略を踏まえ策定した新大綱等に基づき、国民の生命財産と我が国の領土、領海、領空

を確実に守り抜くため、着実に防衛力を整備してまいります。

次に、ロシアに対する考え方についてのお尋ねがありました。

防衛省としては、ロシアは、軍改革を進展させることで、軍事力の近代化に取り組むとともに、その軍の活動には、我が国周辺のものも含め、活発化の傾向が見られると認識をしております。

一方、我が国として、ロシアとの安全保障分野における協力を進めることも重要であり、また、ロシア軍の活動の意図に関する理解を深め、信頼関係の増進を図る必要があるとも認識をしております。

最後に、国内防衛産業の体制、装備品に関する情報収集及び武器輸出三原則等についてのお尋ねがありました。

国内の防衛産業の体制については、防衛省としても、国際的に主流となつてきる国際共同開発、生産へのさらなる参画により、防衛産業の技術力向上、生産性改善及び国際競争力強化を通じ、我が国の防衛生産、技術基盤の維持強化を推進してまいります。

また、防衛装備品の国際的な最新技術動向について、常に情報収集を行うことは非常に重要であると認識をしており、技術研究本部の技術調査体制の能力の向上、先進国との技術協力の強化及び

戦前の一時期、日本が他の国々への侵略と植民地支配によって多大な犠牲と苦痛を他国民に強いられたことは事実であり、そのことへの猛省が戦後日本の平和国家の起点になつております。

この点で、安倍総理が先般、現安倍政権下で河野談話を見直さない、村山談話を継承することを明言されたことは、率直に評価させていただきたいと思います。

その上で、戦後日本が築いてきた平和国家の内実とは何でしょうか。結論を先に申し上げれば、日本は単に国連憲章を遵守するだけの平和国家ではないと考えます。

日本に限らず、国連加盟国が国連憲章を遵守するることは当然です。しかし、日本の場合は、それに加えて、憲法九条の平和主義のもとに、海外で武力行使をしないという姿勢を貫いてきました

整備計画に関連し、安倍総理、岸田外務大臣、小野寺防衛大臣に質問いたします。(拍手)

地方分権が進められている今日においても、外交及び安全保障に関する諸政策は、一義的には国

の責任のもとに決定し、遂行されるべきものであります。その点から、昨年、国家安全保障会議(NSC)が設置され、政府・与党内の議論を経て、戦後初となる国家安全保障戦略という文書を従来の国防の基本方針にかえて策定したことは、大きな歴史的成果だと考えます。

しかし、まず、大切なことは、我が国が掲げる基本理念であります。

国家安全保障戦略の中で、それは、「平和国家としての歩みを引き続き堅持し、「国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく」とされていま

す。ここで最も大切な点は、日本は平和国家としての地位を今後も堅持することです。

戦前の一時期、日本が他の国々への侵略と植民地支配によって多大な犠牲と苦痛を他国民に強いられたことは事実であり、そのことへの猛省が戦後日本の平和国家の起点になつております。

この点で、安倍総理が先般、現安倍政権下で河野談話を見直さない、村山談話を継承することを明言されたことは、率直に評価させていただきたいと思います。

その上で、戦後日本が築いてきた平和国家の内実とは何でしょうか。結論を先に申し上げれば、日本は単に国連憲章を遵守するだけの平和国家ではないと考えます。

日本に限らず、国連加盟国が国連憲章を遵守するることは当然です。しかし、日本の場合は、それに加えて、憲法九条の平和主義のもとに、海外で武力行使をしないという姿勢を貫いてきました

し、軍縮をリードしてきたこと、武器輸出三原則等で武器貿易を厳格に抑制してきたことなどが含まれる平和国家としての地位を今日まで築いてきたのではないでしょうか。この点について、安倍総理の認識を伺います。

私たちが現在議論している方向性は、全面解禁ではなく、今後も禁止される輸出と、昭和五十八年以来二十一回にわたり例外化されてきた許可し得る輸出についての基準を整理、明確化し、適正審査と厳格管理の体制を強化するものであります。

私たちが現在議論している方向性は、全面解禁ではなく、今後も禁止される輸出と、昭和五十八年以来二十一回にわたり例外化されてきた許可し得る輸出についての基準を整理、明確化し、適正審査と厳格管理の体制を強化するものであります。私が、一部報道等で誤解を与えるものがございますが、すなわち、今回の見直しで武器輸出が全面解禁されるというものです。

ただ、平和国家として、基準に適合したと判断された輸出が恣意的に運用されていないか、国民がチェックできることは極めて重要です。

そこで、安倍総理に提案いたします。

新原則のもとでの防衛装備品の移転、輸出については、類型ごとに全体の許可件数、輸出額及び輸出手を記し、かつ、N.S.Cの個別判断を検証できる情報をも記した年次報告書を国会に提出し、当初案よりも一層の透明化を図るべきであると考えます。総理の見解を伺います。

次に、日本の国益上、エネルギー資源等の輸送路である海上交通路の安全確保は重要であります。その観点から、協力国への救難、輸送、警戒監視及び掃海に関する装備品の輸出も現在検討されているわけですが、この分野は、そもそも警察権に基づく海上保安的要素もあり、装備もさることながら、人材育成が喫緊の課題と言えます。

かかるに、協力国として想定されるASEAN諸国の海保分野の人材育成はおくれており、日本からのさらなる能力向上支援の一環が高まつております。

そこで、この際、政府として、防衛交流に準ずる海保交流支援を実施するために十分な予算を確保すべきと考えますが、総理の方針を伺います。

国家安全保障の車の両輪は防衛力と外交力であることは、論をまちません。安倍総理の経理就任後の精力的外交活動には、心から敬意を表します。

单刀直入に総理に申し上げますが、まず、日韓首脳会談を、今月オランダで開催される核セキュリティーサミットの際にぜひとも開いていただきたい。そして、日中についても、不測の事態を避ける信頼醸成メカニズム構築のための外交努力を粘り強く展開していただきたい。

同盟国であるアメリカのリバーンスピリシーの本質は、中国の急速な台頭という安全保障環境の変化を平和的に管理することであり、そのことを踏まえた戦略的外交を安倍総理のリーダーシップのもとに展開されることを切に望むものであります。総理の御決意を伺います。

日朝関係については、横田めぐみさんの御両親が、めぐみさんの娘であるウンギヨンさんらとモンゴルで初めて面会したという展開に接し、安倍政権の拉致問題解決への強い決意を感じたところであります。

今後、現在の日朝間の課長級非公式協議を局長級の公式協議へ格上げするとの報道がありますが、この協議で政府として何を目指すのか、岸田外務大臣の答弁を求めます。

政府は、サイバー攻撃への対応能力の一層の強化も目標に掲げております。

内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)の最新資料によれば、サイバー空間における政府機関への脅威、攻撃件数は、既に一分間に二回の頻度に達しており、金融、航空、鉄道、電力などの重要なインフラへの攻撃も増加の一途をたどっております。

政府においては、これまでサイバーセキュリ

り日本同様の片務性を解消すべきという主張も散

見されるところであります。すなわち、日本が攻

撃されたとき米軍は日本を守るが、逆のケースで

は日本が何もしないのは同盟国としておかしいと

いう主張であります。

しかし、日本同盟は、米国が日本防衛をコミットするかわりに日本は米軍への施設を提供するということで双務性を担保した形になつておらず

いた。日本有事の際には自衛隊も当然に個別の自衛権に基づき出動することから特段の片務性はない

ということが従来の政府見解ではなかつたでしよう

か。

ありました。

防衛装備品の海外移転に関する新たな原則の策定に当たっては、平和国家としての基本理念は堅

持し、また、武器輸出三原則等がこれまで果たしてきました役割にも十分配意してまいります。

その上で、これまで積み重ねてきた例外化の実例を踏まえ、これを包括的に整理しながら、防衛装備の移転に係る具体的な基準や手続歴などを明確化し、同時に、政府全体として

厳格な審査体制と適正な管理体制を構築して、内外に透明性を持つた形で新たなルールを明らかにしようと考えています。

今まで以上に明確化し、同時に、政府全体として

要と考えており、従来のように個別に例外化措置を講じてきた場合に比べて透明性に欠けることがあつてはならないと考えています。

新規則の運用状況に関する情報公開も極めて重要と考えており、従来のように個別に例外化措置を講じてきた場合に比べて透明性に欠けることがあつてはならないと考えています。

議員の御提案も踏まえ、政府として十分な説明責任を果たすとの観点から、一層の透明化を図るべく、引き続き、与党とも御相談しながら、具体的な方策を検討してまいります。

海上保安分野でのアジア諸国との交流支援についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、海上交通路の安全の確保は、我が国にとっても、また世界全体にとっても、平和と繁栄の基盤となる重要なものであります。

こうした観点から、アジア諸国の海上保安機関の職員に対する研修実施等による人材育成への協力、各國海上保安機関との共同訓練の実施など、長年取り組んできた海上保安分野での人的交流をさらに促進し、引き続き、アジア諸国との協力関係を強化してまいります。

韓国は、基本的価値と戦略的利益を共有する、最も重要な隣国であります。国会の状況を含め、諸般の事情が許せば、核セキュリティーサミットに出席し、未来志向の関係構築に向けて引き続き尽力します。

今回の新しい防衛大綱では、純然たる有事でも平時でもないグレーゾーンの事態が増加、長期化していることを指摘し、そういう事態を深刻化させない方針を政府は示しております。

しかし、従来の自衛隊の出動類型でいえば、こういった事態に対しても、海上警備行動や治安出動など、自衛権ではなく警察権に基づく出動で対応する整理がなされてきたはずであります。

今回の防衛大綱であえてグレーゾーンの事態への対応強化を打ち出した背景にはどのような問題意識があるのか、小野寺防衛大臣の答弁を求める

か。

この点についての安倍総理の御見解を伺い、私の代表質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 遠山清彦議員にお答えをいたしました。

戦後日本の平和国家としての内実についてお尋ねがありました。

戦後、我が国は、自由で、民主的で、基本的人権や法の支配をたつとぶ国をつくり、戦後六十年にわたり、平和国家としての道を歩んでまいりました。その歩みは今後も変わりません。

我が国は、ODAによる支援を通じて、アジア諸国との発展や、PKOを含む国際平和協力を通じ、地域と世界の平和と安定に貢献してまいりました。

また、我が国は、国連憲章を遵守する平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるよ

うな軍事大国とはならず、非核三原則を堅持してまいりました。軍縮・不拡散分野における取り組みをリードし、防衛装備品の移転を厳格に管理してまいりました。

このような歩みは、国際社会において高い評価を受けてしまいました。

防衛装備品等の移転の透明化についてお尋ねが

あります。

「国家安全保障戦略」、「平成二十六年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画(平成二十六年度～平成三十一年度)」に関する報告に対する遠山清彦君の質疑

平成二十六年三月十八日 衆議院会議録第九号

日中関係は、最も重要な二国間関係の一つです。日中間で不測の事態の発生を回避するため、第一次安倍政権の際、私から防衛当局間の連絡体制を整備することを提案し、大筋合意しましたが、中国は運用開始に合意しておらず、引き続き、積極的に働きかけを続けてまいります。

米国のリバランス政策は、地域の安定と繁栄に大きく貢献するものであります。引き続き、地域の平和と繁栄のため、米国と協力していく考えです。

サイバーセキュリティ政策の推進体制についてお尋ねがありました。サイバーセキュリティ政策の推進体制の強化については、御指摘も踏まえつつ、法制度のあり方も含めて検討を深め、早急に機能強化を図るべく、積極的に取り組んでまいります。

一般的に、国家が国際法上の権利を行使するか否かは各國の判断に委ねられており、国内法によつて国際法上の権利の行使を制限したとしても、法的には特段問題を生じるものではないと考えています。

その上で申し上げれば、現在、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会において、安全保障環境が一層厳しさを増す中、国民の生命を守り、我が国の平和と安全を確保するためにいかにすべきかという観点から、集団的自衛権等憲法との関係について検討が行われており、まずは、この懇談会における議論を待ちたいと思います。

日米同盟についてお尋ねがありました。日米安保条約は、第五条において、我が国への武力攻撃に対し日米が共同で対処することを定め、第六条において、米国に対し、我が国の安全及び極東の平和と安全の維持に寄与するために我が国の施設・区域を使用することを認めていました。

このように、日米両国の義務は同一ではありませんが、全体として見れば、日米双方の義務のバランスはとらわれていると考えています。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣岸田文雄君登壇〕

○国務大臣(岸田文雄君) 日朝関係につきましては、現時点では何ら決まりたことはありませんが、政府としては、対話と圧力の基本方針のもと、日朝平壤宣言に基づき、関係国とも緊密に連携しつつ、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決に向けて、北朝鮮の前向きな対応を引き出すべく、引き続きしっかりと対応していく考えであります。(拍手)

〔国務大臣小野寺五典君登壇〕

○国務大臣(小野寺五典君) 遠山清彦議員にお答えいたします。

グレーゾーン事態への対応強化にかかる問題意識についてのお尋ねがありました。

前大綱策定以降、我が国周辺を含むアジア太平洋地域においては、領土や主権、海洋における経済権益等をめぐり、純然たる有事でも平時でもないいわゆるグレーゾーン事態が増加し、長期化する傾向にあります。

この格闘事態は、法的な概念ではなく、幅広い状況を端的に表現したものですが、このような事態については、国家安全保障会議の司令塔機能のもと、事態の推移に応じ、政府一体となつてシームレスに対応することが重要だと思つております。

このため、新大綱におきましては、グレーゾン

ン事態への対応を含め、各種事態における実効的な抑止及び対処の体制を強化していくこととしております。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 次に、三谷英弘君。

〔三谷英弘君登壇〕

○三谷英弘君 みんなの党の三谷英弘です。

みんなの党を代表して、ただいま議題となりました国家安全保障戦略、新防衛大綱等について質

問いたします。(拍手)

さて、先日、藤巻幸夫参議院議員の急逝の報に接しました。質問に先立ちまして、藤巻議員の御逝去に心から哀悼の意を表したいと思います。

近時、アジア太平洋地域における我が国の安全保障環境は一層厳しさを増しています。また、東日本大震災などの大災害を経験し、日本国内で自衛隊の存在が脚光を浴びています。

ここで思い出されるのは、吉田茂元首相の防衛大学校第一回卒業式での言葉です。

君たちは自衛隊在職中、決して国民から感謝されたり、歓迎されることなく自衛隊を終わるかも知れない。しかし、自衛隊が国民から歓迎され、

ちやほやされる事態とは、外國から攻撃され、困窮し国家が混乱に直面しているときだけなのだ。

君たちが日陰者であるときの方が、国民や日本は幸せなのだ。どうか耐えてもらいたい。

自衛隊が脚光を浴びている昨今、まさに吉田元首相が懸念していたような事態が迫っているとの危機感を持つて、安全保障を考えいかねばなりません。

この点、近時中国が軍事費を毎年10%程度伸び、東アジアのパワーバランスに脅威を与えて

います。しかし、中国の経済規模との兼ね合いで見れば、何のことはありません、対GDP比一。

3%程度という規模は全く変わっておりません。

これに対し、日本は、ここ二十年防衛費をふや

せす、それが極東でのパワーバランスが揺らぎかねない要因の一つとなつてきましたが、それはま

さに、ここ二十年、日本が経済成長してこなかつたからにはなりません。

経済成長しない中で無理に防衛費をふやせば、國民生活へのしわ寄せが大きくなります。経済規

と、これで十分ではありません。島嶼部に対する侵攻は、公船、漁船と、偽った船で行われることも想定され、最前線にいるのは海上保安庁の巡視船です。

平時から海上保安庁と連携を密にし、防衛力の統合的運用を進める観点からいえば、有事の際に指揮命令系統を一本化することなども考えるべきではないかと思いますが、この点、防衛大臣の見解を伺います。

また、陸海空の自衛隊の統合運用の根幹は情報共有であり、各自衛隊間のデータリンクは堅密の課題です。そこで、このデータリンクはどの程度時間や予算をかけて実行しようとしているのか、また、米軍とのデータリンクも行われるのか、防衛大臣伺います。

また、島嶼部防衛は過去の経験から学ばなければなりません。

本日、この場で、ベトナムのチュオン・タン・サン国家主席が演説をされました。島嶼部防衛に関してつらい記憶を有しています。

十六年前、スプラトリー諸島において中国軍と武力衝突が発生し、ベトナム兵六十余名が亡くなりました。この悲劇を繰り返さないためにも、アジアにおけるパワーバランスを維持し、有事の発生を抑止することが重要です。

この点、近時中国が軍事費を毎年10%程度伸ばし、東アジアのパワーバランスに脅威を与えて

います。しかし、中国の経済規模との兼ね合いで見れば、何のことはありません、対GDP比一。

3%程度という規模は全く変わっておりません。

これに対し、日本は、ここ二十年防衛費をふや

せす、それが極東でのパワーバランスが揺らぎかねない要因の一つとなつてきましたが、それはま

さに、ここ二十年、日本が経済成長してこなかつたからにはなりません。

経済成長しない中で無理に防衛費をふやせば、

しかしながら、島嶼部の防衛の実態を考えま



視団を受け入れることを直接働きかけました。また、クリミアのロシア編入に関する住民投票実施等に対する懸念を表明し、力を背景とした現状変更は受け入れられないことを明確に述べました。

三月十六日、クリミア住民投票が実施され、ロシアがクリミア自治共和国の独立を承認したことには、ウクライナの統一性、主権及び領土の一体性を侵害するものであり、遺憾であります。

このような動きを受け、我が国として、ロシアとの間で査証緩和に関する協議を停止し、新投資協定、宇宙協定及び危険な軍事行動の防止に関する協定、この三件の新たな国際約束の締結交渉開始を凍結することいたしました。

今後とも、ウクライナ情勢の平和的解決における積極的な役割を果たしてまいります。(拍手)

〔國務大臣菅義偉君登壇〕

○國務大臣(菅義偉君) 安全保障上脅威を与える電子機器の政府調達での禁止等についてお尋ねがありました。

その上に立つて、政府としては、政府調達されている機器等に御指摘の製品が組み込まれている状況について、現時点においては網羅的には把握しておりますが、可能な限り、部品等の製造業者に至るまで把握すべく、調査を行つてまいります。

いざれにせよ、御指摘の点については、政府としても、同様の問題意識を持つており、現在改正中であります政府機関統一基準等においても、機器等への不正機能の混入等を防止するために、調達の際に、従事者の専門性、国籍等の情報提供を求めることや、製品製造時の管理体制を確認すること等について、追加対策を盛り込むことについております。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 次に、島中光成君。

〔島中光成君登壇〕

○島中光成君 結いの党的島中光成です。(拍手)

私ども結いの党は、一強多弱と言われる政治状況を変えていく大きな志を持って、昨年十二月に結党いたしました。

この結いという言葉には、古来より、田植えや稲刈りなど、一人で行うには多大な労力が必要な作業を集落の住民総出で助け合つてきた日本の伝統精神が宿っています。合掌づくりを守る白川郷や沖縄のユイマールにも、この結いの伝統が息づいています。

日本の文化と経済の融合、クール・ジャパンに御尽力され、私ども行動をともにしてきた藤巻幸夫参議院議員の御冥福をお祈りしますとともに、志の実現をお誓いしたいと思います。

さて、この国家安全保障戦略と防衛大綱、外交と防衛を一体的に捉えた戦略を明確化したことや、冷戦思想からようやく脱却できることは、率直に評価したいと思います。

これまで、中国、北朝鮮、ロシアと、全方位的に懸念を示していましたが、国家安全保障戦略では、中国と北朝鮮に対して備える一方、ロシアに對しては、むしろ協力すべき相手と規定しています。エネルギーや北方領土問題の解決に向けて、ロシアとの信頼関係の増進は望むべくところで、ロシアとの信頼関係の増進は望むべくところです。

しかし、緊迫化するウクライナ情勢では、欧米との間で立場を曖昧にすることは大きなリスクを伴っているとも思えます。地政学的大陸の向こう側の歐州の問題が中東や中国に影響を与えるならば、対岸の火事ではなくなります。

ウクライナ情勢がさらに悪化した場合は、この戦略や大綱は見直されるということでしょうか。

総理のお考えをお聞かせください。

一二二大綱でも、動的防衛力としてグレーゾーン対応が示されていましたが、新たな防衛大綱で

は、統合機動防衛力によって、より具体化された内容になっています。大綱の中には、グレーゾーンという言葉が七回、シームレスという言葉が五

回登場し、北朝鮮や中国に対しても、非対称的な軍事能力という表現がなされています。とても重要なことで、評価したいと思います。

統合運用によって、陸海空自衛隊の指揮統制や通信は一層機能的していくべきです。

しかし、統合された近代的なシステムは、小さな漁船が大量に押し寄せたり、大量の員員でピケを張られたりなど、原始的な手法に対しても必ずしも有効ではありません。

領海や離島における海保と自衛隊、原発など重要施設における警察と自衛隊のシームレスな連携は、戦略や大綱からは余り見えてきませんが、丈夫でしょうか。省庁縦割りの弊害がそもそもグレーゾーンになつていないのでしょうか。あらゆる事態を想定し、省庁の枠組みを超えたグレーゾーン対応へのお考えをお聞かせください。

大綱で示された運用上のグレーゾーン対応のほかに、我々政治家が取り組まねばならないことは、法制上のすき間を埋めることではないでしょうか。

海上警備行動、治安出動と防衛出動、警察権と自衛権行使のはざまにある、武力攻撃に至らないます。エネルギーや北方領土問題の解決に向けて、ロシアとの信頼関係の増進は望むべくところです。

しかし、緊迫化するウクライナ情勢では、欧米との間で立場を曖昧にすることは大きなリスクを伴っているとも思えます。地政学的大陸の向こう側の歐州の問題が中東や中国に影響を与えるならば、対岸の火事ではなくなります。

ウクライナ情勢がさらに悪化した場合は、この戦略や大綱は見直されるということでしょうか。

総理のお考えをお聞かせください。

一二二大綱でも、動的防衛力としてグレーゾーン対応が示されていましたが、新たな防衛大綱で

本來、法制局長官というのは、議論が過熱したときに、むしろクールダウンさせて、法的論点を整理して説明するのが役割です。

小松内閣法制局長官の参議院での対応は、理事と論争する、委員長の制止にも従わない、たびたび委員会を中断させる。相当問題があると言わざるを得ません。

さらに、衆議院では、予算委員会でも、病気療養中ということで、ほとんど答弁に立たれませんでした。

病を押して仕事をされる姿には敬意を表しますが、そのことと公職の責務が果たしているかは別問題です。集団的自衛権をめぐり国会審議を充実させるときに、その任にたえ得るのでしょうか。各党からも疑問の声が上がっています。

今後も同様の問題が起こった場合、更迭されるのでしょうか。総理の任命責任にもかかわります。御見解をお聞かせください。

現在総理が検討しておられる集団的自衛権行使は、防衛出動下令後に自衛権に基づく武力による侵略の排除が認められた状況下での課題です。

現実的には、そういう事態が起る可能性はそう高くはなく、先ほど申し上げたグレーゾーン対応が、我が国家安全保障上の優先的課題です。それでもなおこの集団的自衛権を行使容認に向けて取り組むならば、国会で十分な議論を行うのが筋です。

自民党が選挙公約で示された国家安全保障基本法案、中身の是非はともかく、我が国の安全保障を包括的に捉え、自衛権の神学論争から抜け出す意欲的なものだつたと思いますが、基本法の国会提出を見送り、自衛隊法、周辺事態法、PKO法など、既存の法律の改正で対応するとの報道がありました。

しかし、そういつた個別法の改正では力バーでないものもあるでしょうし、特に集団的自衛権の行使容認においては、憲法が自衛のための最小

<p>限度の自衛権行使を認めているという解釈をどの程度に制限的なものとみなすか、それに伴い行使に一定の制約を設けるか否かといった重要なことは包括的な基本法で規定しておくべきで、それこそ国会の審議によつて議論すべきではないでしょうか。</p> <p>総理は、参議院で、提出するしないは決めていない、野党時代と状況が変わつてゐると言ふられないが、公約を引つ込めるには、それなりの説明が必要です。どのように状況が変わつたのか、改めて基本法を出すのか出さないのか、お聞かせください。</p>
<p>安倍総理には、安全保障という国の根幹にかかる問題について、多くの声に耳を傾け、国会での議論を大切にし、明快な答弁をいただけるようお願い申し上げ、質問を終わりります。</p> <p>ありがとうございました。(拍手)</p>
<p>【内閣総理大臣安倍晋三君登壇】</p> <p>○内閣総理大臣(安倍晋三君)　畠中光成議員にお答えをいたしました。</p> <p>国家安全保障戦略及び防衛大綱の見直しについてのお尋ねがありました。</p>
<p>国家安全保障戦略は、我が国の国益を長期的視点から見定めた上で、国家安全保障の確保に取り組んでいく必要があるとの考え方のもと、おおむね十年程度の期間を念頭に置いて策定しており、この内容を踏まえて新防衛大綱を決定しました。</p> <p>現在のウクライナ情勢の変化を受けてこうした中長期的な指針を見直すことは考えておりませんが、国家安全保障会議において、定期的に体系的な評議を行い、中長期的に発展させていくこととしております。</p> <p>いわゆるグレーゾーン事態への対応に関するお尋ねがありました。</p> <p>我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、領土や主権、海洋における経済権益等をめぐり、いわゆるグレーゾーンの事態が増加</p>
<p>する傾向にあります。このため、武力攻撃に至らない事態を含め、さまざまな事態にシームレスに対応することが必要です。</p> <p>具体的には、警察、海上保安庁、自衛隊を中心とした関係省庁間の連携を一層強化し、さまざま事態を想定して、政府一休となつた取り組みを総合的に推進してまいります。</p> <p>自衛隊による領域警備のあり方を含め、国民の生命財産を守り、我が国の領土、領海、領空を守るために必要な課題については、新たに発足した国家安全保障会議も活用して、政治の強力なりーダーシップのもと、しっかりと検討を行い、実効的な措置を講じてまいります。</p> <p>また、個別の自衛権などにかかる課題については、安全保謐の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告を踏まえ、対応を検討してまいります。</p> <p>内閣法制局長官に関するお尋ねがありました。</p> <p>内閣法制局は、内閣法制局設置法に基づき、憲法を初めとする法令の解釈の一貫性や論理的整合性を踏まえて適切な意見を述べること等の役割を担い、内閣法制局長官は、その事務を統括しています。</p> <p>小松内閣法制局長官は、通院による治療が必要であるものの、通常の勤務に差し支えないと医師から判断されているところであり、内閣法制局長官としての職務を果たしております。今後とも、その職責を果たすものと考えております。</p> <p>国家安全保障基本法案についてお尋ねがありました。</p> <p>内閣法制局長官は、通院による治療が必要である日本の憲法への言及がないのはなぜですか。</p> <p>いわゆる積極的平和主義を基本理念に掲げていますが、これは、従来の専守防衛の建前さえ投げ捨てて、集団的自衛権の行使を容認して、海外での武力行使に踏み出すためではありませんか。</p> <p>戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認を定めた憲法九条のもとで、他の戦争に加担する集団的自衛権の行使が認められる余地はありません。解釈の検討を中止することを求めます。</p> <p>現在、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会において、集団的自衛権等と憲法との関係について検討が行われているところであります。まずは、この懇談会における議論を待ちたいと考えています。</p> <p>政府としては、懇談会からの報告書が提出され</p> <p>た後、内閣法制局の意見も踏まえつつ、与党とも相談の上、対応を検討した後、閣議決定を行う考</p> <p>えです。その上で、必要があれば、法改正等について取り組むことになると考へています。</p> <p>このような状況を踏まえ、国家安全保障基本法案の扱いについても、先日の参議院予算委員会で答弁したとおり、どのようにするか決めておられます。(拍手)</p> <p>○副議長(赤松広隆君) 次に、赤嶺政賢君。</p> <p>(赤嶺政賢君登壇)</p> <p>○赤嶺政賢君 私は、日本共産党を代表して、国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防について質問します。(拍手)</p> <p>まず初めに、総理は、先日、憲法解釈の最高責任者は私だと述べました。選挙で審判を受ければ、憲法解釈の変更が許されるというのですか。</p> <p>立憲主義の否定そのものではありませんか。</p> <p>今回、日本政府として初めて国家安全保障戦略を策定しました。外交・安保政策の基本方針を示す最高位の文書とされていますが、国の最高法規である日本国憲法への言及がないのはなぜですか。</p> <p>いわゆる積極的平和主義を基本理念に掲げていますが、これは、従来の専守防衛の建前さえ投げ捨てて、集団的自衛権の行使を容認して、海外での武力行使に踏み出すためではありませんか。</p> <p>自國兵士への犠牲を回避しようと、無人機による攻撃を世界各地で繰り返していますが、これにも批判の声が高まっています。</p> <p>紛争の平和的解決を求める国内外の世論を背景として、シリアでも、イランでも、問題の外交的解決にかじを切らざるを得ませんでした。</p> <p>積極的平和主義などと偽りの看板を掲げ、集団的自衛権の行使にひた走る安倍内閣の姿勢は、異様な、時代逆行そのものであります。</p> <p>日本外交に求められていることは、紛争の平和的解決の流れを推し進めることです。総理の答弁を求めます。</p> <p>そもそも、戦争違法化の流れは、一九二〇年の国際連盟規約、一九二八年の不戦条約に始まり、第二次世界大戦を経て、一九四五年の国連憲章に結実しました。</p> <p>武力の行使と武力による威嚇を禁止し、仮想敵国をつくらない集団安全保障の枠組みに矛盾してアメリカなどが持ち込んだのが集団的自衛権の規定です。これを根拠として、東西の軍事ブロックが形成され、核軍拡競争が繰り広げられ、米ソに</p>

よるベトナムやアフガンなどへの軍事介入が繰り返されてきたのであります。

こうした集団的自衛権行使の現実こそ、問われるべきではありませんか。

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していると言いますが、九九年に周辺事態法をつくったときに、アメリカとともにアジア諸国に軍事的に介入する体制をつくりってきたこととの関係をどう説明するのですか。

大綱、中期防は、米海兵隊のような強襲揚陸能力を持つ水陸機動団をつくり、敵基地攻撃能力の保有を検討するとしています。F35戦闘機やオス

ブレイ、無人機、ミサイル防衛などを増強し、南西諸島の島々に自衛隊を配備しようとしていま

す。まさに軍拡競争ではありませんか。

領域内を潜航航行する潜水艦などに対し、グ

レーザーと称して軍事力を行使できるようにし

ようとしていますが、それが国家間の本格的な武力衝突を招く危険をどう認識しているのですか。

米中間では、矛盾を抱えながらも、新しい大国関係の構築が確認され、中台間では、分断後初の首脳会談に向かた協議が進められています。

今必要なことは、日中双方が軍事的緊張を高める行動を厳に慎み、問題の平和的解決に徹し、対話のテーブルに着くことです。総理の見解を求め

ます。

武器輸出三原則を全面的に撤廃しようとしていますが、これは、一九八一年の国会決議で確認した、日本国憲法の平和理念である平和国家としての立場を投げ捨てるものではありませんか。日本を武器輸出国家に変えることは、断じて認められません。

最後に、総理の歴史認識です。

侵略戦争と植民地支配への反省という戦後の出発点を曖昧にして、戦争する國づくりに突き進むことは断じて許されません。

以上、質問を終わります。(拍手)

#### (内閣総理大臣安倍晋三君) 赤嶺政賢議員にお

答えをいたします。

立憲主義についてお尋ねがありました。

もとより、行政府としての憲法の解釈は、最終

的に内閣が責任を持つて行うものであり、御指摘

の発言は、私が、内閣総理大臣として、内閣を代

表して、責任を持って答弁しているということを

説明したすぎません。

立憲主義に基づき行政を行っていくことは、当然のことと考えております。

国家安全保障戦略についてお尋ねがあります

た。

今般、史上初めて、我が国の国益とは何かを長

期的視点から見定め、それを達成するために、我

が国がとるべきアプローチを示す国家安全保障戦

略を策定しました。

日本国憲法は最高法規であり、戦略が憲法の精

神にのっとって作成されていることは言うまでも

ありません。

積極的平和主義についてお尋ねがありました。

我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを

増しており、大量破壊兵器や弾道ミサイルの脅威

は深刻度を増しております。また、サイバー攻撃

のようだ、国境を越える新しい脅威も増大してい

ます。

このような状況のもとでは、脅威は容易に国境

を越えてきます。もはや、どの国も一国のみでは

自国の平和と安全を守ることはできません。自國

の平和と安全を守るために、国際社会と協力し

ます。

イラクに対する米国等による武力の行使は、米

等の武力の行使については、各國がそれぞれ、安保理議長宛て書簡において、国連憲章第五十一

条に基づく自衛権の行使を報告したものと承知しております。政府としては、自衛権の行使により正当化されるものと考えています。

イラクに対する米国等による武力の行使は、国際の平和と安全を回復するという目的のために武力の行使を認める国連憲章第七章下で採択された安保理決議六七八、六八七及び一四四一を含む関連安保理決議により正当化されるものと考えています。

当時、査察への協力を通じて大量破壊兵器の廃棄をみずから証明する立場にあつたイラクが、査察を受け入れを求める安保理決議に違反し続け、大量破壊兵器が存在しないことをみずから証明しながら、紛争の平和的解決についてのお尋ねがあります。

防衛大綱、中期防は軍拡競争につながるのでは

ないかとのお尋ねがありました。

新防衛大綱に基づく防衛体制の強化は、我が国

を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、

新中期防には、このために真に必要な事業を精

査の上盛り込んでおり、軍拡競争につながるとの

御指摘は当たりません。

いわゆるグレーゾーン事態への対応及び日中対話に関するお尋ねがありました。

我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを

増しており、領土や主権、海洋における経済権益

等をめぐり、いわゆるグレーゾーンの事態が増加する傾向にあります。さまざま事態に際し、我

が国は、事態をエスカレートさせることなく、毅

然かつ冷静に対応してまいります。

このような状況のもと、我が国としてるべき

イランとの伝統的な友好関係を生かして、独自の働きかけを継続する考えです。

今後とも、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、世界の平和、安定及び繁栄に、これまで以上に積極的に貢献していく考えです。

集団的自衛権の行使に関するお尋ねがありました。

現在、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇

談会において、安全保障環境が一層厳しさを増す中、国民の生命を守り、我が国の平和と安全を確

保するためいかにすべきかという観点から集団的自衛権等と憲法との関係について検討が行われており、まずは、この懇談会における議論を待ちたいと思います。

アフガニスタン及びイラクにおける米国等の武力行使についてお尋ねがありました。

九一テロ直後のアフガニスタンに対する米

国等の武力の行使については、各國がそれぞれ、

安保理議長宛て書簡において、国連憲章第五十一

条に基づく自衛権の行使を報告したものと承知し

ております。政府としては、自衛権の行使により正当化されるものと考えています。

イラクに対する米国等による武力の行使は、国際の平和と安全を回復するという目的のために武

力の行使を認める国連憲章第七章下で採択された

安保理決議六七八、六八七及び一四四一を含む関

連安理会決議により正当化されるものと考えてい

ます。

当時、査察への協力を通じて大量破壊兵器の廃

棄をみずから証明する立場にあつたイラクが、査

察受け入れを求める安保理決議に違反し続け、

大量破壊兵器が存在しないことをみずから証明しながら、紛争の平和的解決についてのお尋ねがあります。

新中期防には、このために真に必要な事業を精

査の上盛り込んでおり、軍拡競争につながるとの

御指摘は当たりません。

いわゆるグレーゾーン事態への対応及び日中対

話に関するお尋ねがありました。

我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを

増しており、領土や主権、海洋における経済権益

等をめぐり、いわゆるグレーゾーンの事態が増加する傾向にあります。さまざま事態に際し、我

が国は、事態をエスカレートさせることなく、毅

然かつ冷静に対応してまいります。

対応等について、現在、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会においてさまざまな検討が行われていますが、いずれも、国民の生命と財産、我が国の平和と安全をより一層確実に守るためにどうすべきかとの観点から行われているものであり、それ自体が武力衝突を招くといった御指摘は当たりません。

政府としては、懇談会の報告書を踏まえ、対応を検討してまいります。

中国との間で意思疎通を図っていくことは、アジア太平洋地域の平和と安定に図って有意義であり、大局的な見地からあらゆる分野において未だ來志向の協力関係を発展させていくことが重要です。

私の対話のドアは常にオープンであり、中国にも同様の態度を期待しています。

武器輸出三原則等についてお尋ねがありまーた。

防衛装備の海外移転に関する新たな原則の策定について、当たっては、政府として、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念は、いささかなりとも変更することは考えておらず、引き続き、堅持してまいります。

また、武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割にも十分配意していく考えです。

例を踏まえ、これを包括的に整理しながら、防衛装備の移転に係る具体的な基準や手続、歯どめを今まで以上に明確化し、同時に、政府全体として厳格な審査体制と適正な管理体制を構築して、外に透明性を持った形で新たなルールを明らかにしようとするものであります。

昭和五十六年に、衆参両院において、政府は武器輸出について厳正かつ慎重な態度をもつて対処すべきであること等を内容とする決議が行われたことは承知しています。

政府として、国会の御意思を尊重することは当

然のことと考えております。このように、平和国家としての立場を投げ捨てるとの御指摘は全く当たりません。歴史認識についてお尋ねがありました。

これから後も発展させていくために、国際社会の中での我が国が引き続き地域及び世界の平和と安定そして繁栄に貢献していく役割の認識に基づいて策定され、閣議決定されています。

この中で、国際協調主義に基づく積極的平和主義という語句表現が数回にわたって記述されています。

その流れを追つてみると、安倍政権に対する米国側の反応は、一連の発言問題を見ても、政権誕生当初の期待感から失望感へ、変化していると由上に上げなければなりません。

国際協調主義について言うならば、これまで我が国は、国際社会において、途上国の経済開発や、支援を要する相手国に対し、人道的支援、社会資本等の整備、人間の安全保障に関する支援対策など、国際社会の安定と繁栄については十分な貢献を果たしてきていると確信するものであり、これからも、その方針と活動は、搖るぎのないものであると認識いたします。

会下院で、昨年の十一月、連れ去られた子供の速やかな返還に応じない国に対する制裁を科す法案を全会一致で可決し、現在、上院外交委員会で審議されています。

その内容は、子供の連れ去りに関する各国の対応を評価する年次報告書を作成し、非協力的な国に対しても何らかの制裁措置をとるようオバマ大統領に求めるという趣旨の法案です。制裁措置には、米国で開発された技術の輸出禁止、開発援助の中止などのほか、軍事支援の停止なども含まれます。

日本同盟の強化について伺います。  
安全保戦略では、我が国自身の防衛力の強化を通じた抑止力の向上と、米国による拡大抑止の提供を含めた日米同盟の抑止力によって自国の安全を確保しているとあり、新防衛大綱で、日米同盟を強化し、よりバランスのとれた、より実効的なものにすることが我が国の安全の確保にとってこれまで以上に重要になつてくるとなつています。

時事通信ワシントン支局は、二月二十八日、米国務省のジェイコブス特別顧問が公聴会で証言した、全ての子供が米国に帰つてくるまで我々は満足しないという内容を紹介し、同盟国である日本政府への強い対応を求めています。

日米同盟強化に関する信頼を深めていくということは、直接的な安全保障問題対処行動のみならず、民主主義と人権保護に基づいて諸外国同様の国内法整備なども含めたあらゆる努力を積み上げていくこととでしか、なし得ることはできないのです。

現在の日米同盟における協力体制について、  
どのようなバランスが望ましいと考へるのか、その  
点について防衛大臣に伺います。

外務大臣に、この問題の解決に向ける取り組みについて見解を伺います。

全保障体制など、日本側からの積極的な同盟体制の維持を掲げる方針とはやや相反するようだ。新しい財政事情にある米国では、外国における米軍全体について、その内容を精査し、大規模な人的削減と装備予算の縮小、変更なども打ち出していきます。

島嶼防衛に關しては、島嶼古の新防衛大綱では、島嶼の侵攻があつた場合に速やかに上陸、奪回、確保するための本格的な水陸両用作戦能力を新たに整備すると記述されています。さらに、南北地域における事態生起時に迅速かつ継続的に対応できるよう、後方支援能力を向上させるとなつていてま

「国家安全保障戦略」、「平成二十六年度以降に係る防衛計画の大綱」の質疑 「国家安全保障戦略」、「平成二十六年度以降に係る防衛計画の大綱」城デニー君の質疑

中期防衛力整備計画別表では、陸上自衛隊に、水陸両用車五十二両や垂直離着陸機十七機の導入配備計画が示されています。これらの配備は、尖閣諸島を含む先島地域への固定配備を意味するものであるのか、地域住民の理解なくしてこのように配備できるのか、防衛大臣に伺います。

航空自衛隊の南北地域への配備について、警戒航空部隊に一個飛行隊を新たに編成すること、また、戦闘機部隊一個飛行隊を那覇基地へ移動して二個飛行部隊とすることなど、防空能力と警戒態勢を強力にすることが記述されています。

他方、民間と自衛隊が共有使用する那覇空港は、中国の防空識別圏設定に比例するように入ランブルの回数が激増し、それによつて民間機の運航等に相当な影響が始めています。

現在の那覇空港は既に過密な運航スケジュールになつており、今以上に防衛体制の強化が沖縄に押しつけられることによつて、民間航空機の運用にも多大な影響が発生し、平成二十四年度三千九百五十億円余りの収入となつてゐる観光産業や県内経済界にとつても、重大な課題となることは明らかです。

さらに、離着陸待機による時間おくれなど、実際に起つてゐる影響は、国内、国外から観光に訪れる方々の不満や、戦闘機と共に使用することへの心理的な不安感へつながつてしまふ懸念が挙えません。

本年、平成二十六年から計画が進められている那覇空港第二滑走路の造成工事の完成は、早くとも五年、台風などの気象条件によつては七年余りかかることも想定されています。

南西方面の守りについては喫緊の課題であるといふことは理解できるものですが、では、編成配備される部隊の機材、隊員等の構成、配備に伴う現状への影響を最小限に抑えるためにどのような協議が必要か、運用をするものであるのか、防衛大臣に伺います。

最後に。

生まれた地域を誇り、家族や友を思い、自然や生き物を慈しみ、教養や品格を重んじて、その気持ちをお互いに大事にしながら、支え合う社会を築いていく。外国ではない、情緒感に富む言葉の表現が幸う。そういう日本という国柄を国民として大切にすることを我々は教えられてきました。

策定された国家安全保障戦略には、諸外国やその国民に対して敬意を表するとあり、その自立と共生の豊かさこそ、これからも、世界と協調する上で、平和国家として最も核となる理念だと確信します。

我々がこの郷土や文化、風土を愛する思いに紛れ込ませるよう、地域教育の民主的主体性を毀損するような愛國心教育の押しつけについては、それは厳に慎むべきではないでしょうか。そのことについての所見を総理にお伺いして、質問を終ります。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

ありがとうございます。二つエーデービタン。(拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 玉城デニー議員にお答えをいたします。

積極的平和主義についてお尋ねがありました。

我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを

増しており、大量破壊兵器や弾道ミサイルの脅威

は深刻度を増しています。また、サイバー攻撃の

よう、国境を越える新しい脅威も増大をしてい

ます。

このような状況のもとでは、脅威は容易に国境

を越えてきます。もはや、どの国も一国のみでは

あります。

このように、離着陸待機による時間おくれなど、実際には、離着陸待機による時間おくれなど、実際に起つてゐる影響は、国内、国外から観光に訪れる方々の不満や、戦闘機と共に使用することへの心理的な不安感へつながつてしまふ懸念が挙えません。

本年、平成二十六年から計画が進められている那覇空港第二滑走路の造成工事の完成は、早くとも五年、台風などの気象条件によつては七年余りかかることが想定されています。

南西方面の守りについては喫緊の課題であるといふことは理解できるものですが、では、編成配備される部隊の機材、隊員等の構成、配備に伴う現状への影響を最小限に抑えるためにどのように協議が必要か、運用をするものであるのか、防衛大臣に伺います。

確保に寄与していきます。これが積極的平和主義であります。

このような考え方は、国家安全保障戦略にも示されています。

また、施政方針演説では、フィリピンの台風被害に対する緊急支援、シリアの化学兵器廃棄への協力、イランの核問題の平和的解決への働きかけを積極的平和主義の例として挙げたところであります。

爱国心教育についてお尋ねがありました。

教育基本法においては、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが教育の目標とされています。

れるのか、現時点では未定であると承知しております。

四月一日には、我が国においてハーブ条約が発効いたします。政府としましては、まずは、このハーブ条約を誠実に実施していくこと、これが重要であると考えております。

そして、その上で、困難な状況に置かれた子の福祉を重視することを基本としつつ、米国と緊密に協議しながら、本件問題に取り組んでいきたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣小野寺五典君登壇〕

○国務大臣(小野寺五典君) 玉城デニー議員にお答えをいたします。

○国務大臣(岸田文雄君) 私には、米下院においてお尋ねがございました。

日本独自の防衛を確立したものの、日本独自の防衛力を向上させる一方で、米国との幅広い協力を強化させる必要があると考えております。

日本では、昨年十月の日米2プラス2共同発表に基づき、ガイドラインの見直し作業を本年末までに完了させることとし、現在、検討を進めております。

御指摘の日米同盟における協力体制のバランスについても、この見直し作業を通じて、同盟の抑止力の維持強化をすべく、二国間の適切な役割分担等の議論を行つてまいります。

次に、水陸両用車及びティルトローラー機の配備場所についてのお尋ねがございました。

新中期防においては、迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保するため、海上から島嶼等に部隊を上陸させるための水陸両用車と、すぐれた空中機動力を有するティルトローラー機を導入することとしております。

これらの装備の配置場所については、現時点で決まつておりませんが、防衛省としては、機動展開を行う部隊との連携という観点も踏まえつつ検

官 報 (号 外)

討し、関係自治体の御理解も得ながら決定してまいりたいと思っております。

最後に、那覇基地への新たな航空機部隊の配備についてのお尋ねがございました。

新中期防においては、南西地域における防空態勢の充実のため、那覇基地において、平成二十六年度に、早期警戒機 E-2C 四機程度から成る飛行隊を隊員約百三十名で新編するとともに、平成二十七年度に F-15 を約十機追加し、F-15 戦闘機部隊を二個飛行隊とすることとしております。

これら部隊による那覇空港滑走路の利用については、航空交通や地域への影響に配慮しつつ、関係自治体等の御理解を得られるよう努めてまいります。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十分解散会

出席内閣官房副長官及び副大臣	内閣總理大臣	安倍晋三君
防衛大臣	総務大臣	新藤義孝君
國務大臣	法務大臣	谷垣禎一君
菅	外務大臣	岸田文雄君
義偉君	厚生労働大臣	田村憲久君
	国土交通大臣	太田昭宏君
		小野寺五典君

厚生労働委員		辞任		補欠	
赤枝	恒雄君	大久保	三代君	神山	佐市君
新谷	正義君	村井	英樹君	池田	裕通君
大西	健介君	熊田	裕通君	宮崎	政久君
青山	周平君	宮崎	道孝君	青山	周平君
池田	道孝君	宮崎	謙介君	宮崎	道孝君
玉木雄一郎君	玉木雄一郎君	玉木雄一郎君	玉木雄一郎君	新谷	正義君
越智	隆雄君	越智	隆雄君	村井	英樹君
神山	佐市君	神山	佐市君	大西	健介君
国土交通委員		辞任		補欠	
ふくだ峰之君	工藤	工藤	彰三君	大久保	三代君
三日月大造君	津村	津村	啓介君	赤枝	恒雄君
北側	中野	中野	洋昌君	北側	一雄君
一雄君	工藤	工藤	彰三君	ふくだ峰之君	三日月大造君
中野	津村	津村	啓介君	中野	洋昌君
洋昌君	中野	中野	洋昌君	北側	一雄君
議院運営委員		辞任		補欠	
後藤	泉	後藤	泉	後藤	泉
斎君	健太君	斎君	健太君	斎君	健太君
(議案提出)					
一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。					
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案					
金融商品取引法等の一部を改正する法律案					
保険業法等の一部を改正する法律案					
放送法及び電波法の一部を改正する法律案					
行政不服審査法案					

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

電気通信事業法の一部を改正する法律案  
(議案受領)

一、昨十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

森林国営保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四三号) 農林水産委員会 付託  
(議案送付)

一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

一、去る十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(第百八十五回国会内閣提出 本院継続審査)

私立学校法の一部を改正する法律案

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案  
(議案通知)

一、去る十四日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(渡辺喜美君外四名提出)

(質問書提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

平成二十六年度国土強靭化関係予算案に関する質問主意書(穀田恵二君提出)

一、昨十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「戦後七十年」の談話等に関する質問主意書(柿沢未途君提出)

年金制度の財政検証と所得代替率に関する質問主意書(柿沢未途君提出)

(答弁書受領)

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木貴子君提出米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に関する質問に対する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出返還前の沖縄と本土との渡航のあり方等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閑議了解の見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木道義君提出配合剤「ディレグラ」への新薬創出・適応外葉解消等促進加算の適用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省の褒賞制度である川口賞に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出安倍総理の賃金に対する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出介護保険法改正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員妻昭君提出首相の適格性を欠く発言等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出安倍総理の賃金に対する認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員妻昭君提出首相の適格性を欠く発言等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出安倍総理の賃金に対する認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員妻昭君提出公益社団法人日展における不正審査の疑い等に関する質問に対する答弁書

平成二十六年三月四日提出  
質問 第五九号

米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

質問主意書

米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に関する質問主意書

米軍普天間飛行場の辺野古移設を訴え、二〇一〇年の知事選挙で当選し、再選を果たした沖縄県の仲井眞弘多知事が、昨年十二月二十七日、一転して辺野古の埋め立てを承認した。一方で、本年一月十九日、沖縄県名護市長選挙が執行され、反対する現職が二期目再選を果たした。右と「政府答弁書1」(内閣衆質一八六第六四号)、「政府答弁書2」(内閣衆質一八六第二四号)を踏まえ、質問する。

一、過去の質問主意書で、名護市長選挙の結果を受けた後も、政府が辺野古移設を断行するのなら、機動隊の出動等、反対住民との物理的な衝突が生じることは現実にあり得るのではないのかと問うたところ、「政府答弁書1」では「普天間飛行場は、沖縄県宜野湾市の面積の約二十四ペーセントを占めるとともに、同市の中央部で住宅や学校等に密接して位置しており、その危険性を一刻も早く除去することが必要であると考えている。同飛行場の移設については、沖縄において様々な意見があることは承知しているが、キャンプ・シユワブ辺野古崎地区及びこれが隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であると考えている。政府としては、こうした考え方を引き続き承知しているが、キャンプ・シユワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の一日も早い実現し、沖縄の負担を早期に軽減していく努力していく考えである。」との答弁がなされている。右の答弁を起案・起草した者の官職とその氏名を全て挙げられた。

二、一の答弁内容が起案・起草され、閣議にかけられるにあたり、防衛事務次官、防衛省官房長は、その内容を事前に承知し、把握していたか。

三、一の答弁内容は、国民の代表である国会議員の質問に対し、正確にその趣旨を把握し、踏まえた上で答弁であるか。防衛事務次官、防衛省官房長の見解を示されたい。

四、一の答弁を受け、過去の質問主意書で、一の答弁のどこが当方の質問に対する答えとなつているのかを問うたところ、「政府答弁書2」では「お尋ねについては、先の答弁書(平成二十六年二月四日内閣衆質一八六第六四号)」から三まで及び六についてでお答えしたとおりである。」との答弁がなされている。右の答弁を起案・起草した者の官職とその氏名を全て挙げられた。

五、四の答弁内容が起案・起草され、閣議にかけられるにあたり、防衛事務次官、防衛省官房長は、その内容を事前に承知し、把握していたか。

六、四の答弁内容は、国民の代表である国会議員の質問に対し、正確にその趣旨を把握し、踏まえた上で答弁であるか。防衛事務次官、防衛省官房長の見解を示されたい。

七、過去の質問主意書で、政府が辺野古移設を断行することにより、沖縄県が日本国家からの独立志向を高め、我が国の統治に大きな影響が出る懸念はないかと問うたところ、「政府答弁書1」では「普天間飛行場は、沖縄県宜野湾市の面積の約二十四ペーセントを占めるとともに、同市の中央部で住宅や学校等に密接して位置してして、こうした考え方を引き続き誠実に説明し、沖縄の皆様の御理解を得るべく全力で取り

組みながら、同飛行場の一日も早い移設・返還を実現し、沖縄の負担を早期に軽減していく努力していく考え方である。」との答弁がなされている。右の答弁を起案・起草した者の官職とその氏名を全て挙げられた。

八、七の答弁内容が起案・起草され、閣議にかけられるにあたり、防衛事務次官、防衛省官房長は、その内容を事前に承知し、把握していたか。

九、七の答弁内容は、国民の代表である国会議員の質問に対し、正確にその趣旨を把握し、踏まえた上で答弁であるか。防衛事務次官、防衛省官房長の見解を示されたい。

十、七の答弁を受け、過去の質問主意書で、七の答弁のどこが当方の質問に対する答えとなつているのかを問うたところ、「政府答弁書2」では「お尋ねについては、先の答弁書(平成二十六年二月四日内閣衆質一八六第六四号)」から三まで及び六についてでお答えしたとおりである。」との答弁がなされている。右の答弁を起案・起草した者の官職とその氏名を全て挙げられた。

十一、十の答弁内容が起案・起草され、閣議にかけられるにあたり、防衛事務次官、防衛省官房長は、その内容を事前に承知し、把握していたか。

十二、十の答弁内容は、国民の代表である国会議員の質問に対し、正確にその趣旨を把握し、踏まえた上で答弁であるか。防衛事務次官、防衛省官房長の見解を示されたい。

十三 一から十二で問うてきたようすに、「政府答弁書1」並びに「政府答弁書2」の内容は、質問に対する答えとは全くなつておらず、国民の代表たる国会議員の質問を受け、閣議決定を経て決められるものとしてはあまりに不誠実である。安倍晋三内閣総理大臣はじめ各閣僚は、事前に目を通し、その内容を正確に把握していたのか。再度質問する。

十四 名護市長選挙の結果を受けた後も、政府が辺野古移設を断行するのなら、機動隊の出動等、反対住民との物理的な衝突が生じることは現実にあり得るのではないか。政府の見解を再度問う。

十五 政府が辺野古移設を断行することにより、沖縄県が日本国家からの独立志向を高め、我が国の統治に大きな影響が出る懸念はないか。政府の見解を再度問う。

右質問する。

三、六、九及び十二について  
政府としては、国会は  
七十九号)第七十四条に  
その趣旨を踏まえて誠実  
十四及び十五について

法(昭和二十二年法律第  
基づく質問に對して、  
大に答弁している。

二　沖縄が日本へ復帰する以前、本土側の人間が沖縄に出入域する際、パスポートの携行は必要とされたか。

十四 案、安倍晋三内閣總理大臣はじめ各閣僚は事前に目を通し、その内容を正確に把握していたのか。再度質問する。

十五、名護市長選挙の結果を受けた後も、政府が辺野古移設を断行するのなら、機動隊の出動等、反対住民との物理的な衝突が生じることは現実にあり得るのではないか。政府の見解を再度問う。

十六、沖縄県が日本国家からの独立志向を高め、我が国の統治に大きな影響が出る懸念はないか。政府の見解を再度問う。

十七、右質問する。

閻衆質一八六第五九号  
平成二十六年三月十四

内閣總理大臣 安倍晋三

衆議院議員鈴木貴子君提出米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を付する。

お尋ねの答弁書は、防衛省地方協力局において起案し、同省においてしかるべき決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

お尋ねの「機動隊の出動等、反対住民との物理的な衝突」が生じないようにするためにも、こうした考え方を引き続き誠実に説明し、沖縄の皆様の御理解を得るべく全力で取り組みながら、同飛行場の一日も早い移設・返還を実現し、沖縄の負担を早期に軽減していくよう努力をしていく考えである。

の渡島を静岡でそいでいたが、江戸の二月二日に行  
き来する際の手続と同様の方策を用いて、邦  
人が四島に行ける態勢をつくることは可能では  
ないか。安倍晋三内閣総理大臣の見解如何。  
右質問する。

内閣衆質一八六第六〇号

平成二十六年三月十四日

衆議院議長 伊吹 文明殿  
衆議院議員鈴木貴子君提出返還前の沖縄と本土十  
との渡航のあり方等に関する質問に対し、別紙  
答申書を送付する。

の波動を静かに、その一方で、内閣総理大臣の見解如何。安倍晋三内閣総理大臣の見解如何。

〔別紙〕  
衆議院議員鈴木貴子君提出返還前の沖縄と  
本土との渡航のあり方等に關する質問に対する  
答弁書  
一から三までについて  
日本に復帰する以前の沖縄においては、米国

繩との出入域手手続きについて特別な枠組み」を設けていたかについては、政府としてお答えする立場はない。

四について

政府としては、あたかも北方四島に対する口シア連邦の管轄権を前提にしたかのごとき形で我が国国民が北方四島に入域することは、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないと考える。政府としては、御指摘の閣議了解に基づいて、我が国国民の北方領土への入域は、墓参、四島交流及び自由訪問の枠組みの下での訪問のみとし、これら以外の北方領土への入域については、北方領土問題の解決までの間、これを行わないよう、国民の理解と協力を要請しており、今後とも、御指摘の閣議了解の周知徹底に努めていく所存である。

施政下の琉球政府法務局の外局として出入管理  
庁が設置され、日本との間の出入域に関するも  
のを含む出入域審査、琉球列島に本籍を有しか  
つ琉球列島に居住する者が日本へ渡航する際の  
日本渡航証明書の交付などの事務を行つていて  
と承知している。

沖縄が日本に復帰する以前、沖縄に渡航する  
日本人に対しては、沖縄の復帰に伴う関係法令  
の改廃に関する法律（昭和四十六年法律第二百三  
十号）第三十一条による改正前の旅券法（昭和二  
十六年法律第二百六十七号）附則第七項に基づ  
く身分証明書を発給しており、日本からの出国  
及び日本への帰国の手続を行う際に、当該身分  
証明書を旅券に代わる証明書として取り扱つて  
いたものである。

米国施政下にあつた琉球政府において、「い  
ずれ日本に復帰するという前提の下、本土と沖

官 報 (号 外)

平成二十六年三月四日提出  
質問第六一號

北方四島への邦人の入域に係る閣議了解の見直しに関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

北方四島への邦人の入域に係る閣議了解の

ト連邦のビザ発給を受ける形で北方四島へ入城することを自粛するよう、邦人に要請する閣議了解を決定している。その後も、右了解を基にして、一九九一年十月二十九日、一九九八年四月十七日、一九九九年九月十日にも同趣旨の閣議了解を決定している(以下、「閣議了解」という。)。右を踏まえ、質問する。

内閣衆質一八六第六一号  
平成二十六年三月十四日

衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解の見直しに関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十月二十九日内閣衆賀一八五第一六号)三から五までについてでお答えしたとおりである。について

平成二十六年三月五日提出  
質問第六二号  
配合剤「ディレグラ」への新薬創出・適応外葉  
解消等促進加算の適用に関する質問主意書  
提出者　柚木　道義

配合剤「ディレグラ」への新薬創出・適応外  
薬解消等促進加算の適用に関する質問主意書

平成二十六年三月五日に告示された薬価基準によれば、配合剤「ディレグラ」が新薬創出・適応外薬解消等促進加算(以下、「新薬創出加算」)の対象となつたとある。当該製品は、医療用医薬品から一般用医薬品への転用が認められ、薬剤師の管理の下で販売されるようになつたフェキソフエナジンに、これも一般用医薬品としてすでに販売されている鼻閉改善効果を期待したブソイドエフエドリンを配合し、平成二十五年二月に発売されたものである。平成二十五年四月三日の衆議院厚生労働委員会でも当該製品の新規性や画期的な新薬としての創造性などの観点から「有用性加算」の対象となつたことについてその問題点を指摘したところである。この際、木倉保険局長から中央社会保険医療協議会(以下、「中医協」)の議論のなかでも「本剤のような配合剤については、今後の算定のあり方、検討が必要ではないか」という御指摘もありました」という答弁もあつた。また、田村厚生労働大臣からも力強い答弁を頂戴し、問題意識を共有させていただいたと理解していたところである。

しかし、今般の当該製品に対する新薬創出加算の適用は、このような必ずしも画期的な「新規性」を評価できないような製品を薬価算定上は評価しているということになり、同委員会で質したように医療費適正化、ジェネリック医薬品使用促進などの方針性を打ち出している状況にあつて、国民の理解を得ることは難しいものであると考えるところである。そこで政府の見解につき以下質問する。

一 新薬創出加算の算定期件については、中医協でも「真に医療の質の向上に貢献する医薬品の国内研究・開発状況を確認・検証するとともに、当該加算の対象品目のあり方等を現行方式の見直しについても検討する」としているよう

二 新薬創出加算の趣旨である「真に医療の質の向上に貢献する」とはどのような意味なのか明らかにされたい。

三 配合剤「ダイレグラ」への新薬創出加算の適用について今後見直すことは可能なのか政府の見解を示されたい。

四 重ねて聞くが、新規性乏しい新薬への新薬創出加算の適用を抑制するための方策について検討する予定があるのかどうか政府の見解を示されたい。

内閣衆質一八六第六二号  
平成二十六年三月十四日

衆議院議員柚木道義君提出配合剤「テイレグラ」への新薬創出・適応外葉解消等促進加算の適用に関する質問に対する答弁書  
一から四までについて

お尋ねの新薬創出・適応外葉解消等促進加算（以下「新薬創出等加算」という。）の趣旨については、小児若しくは希少少患病領域を対象とした医薬品又は難病等既存の治療薬では十分な効果が得られない疾病に対する医薬品等の真に医療の質の向上に貢献する医薬品の研究開発を行っている製造販売業者が製造販売する医薬品であること等を要件として、当該製造販売する医薬品の薬価に加算をするものである。

また、お尋ねの新薬創出等加算については、

平成二十六年度の薬価制度の見直しにおいて、その在り方について中央社会保険医療協議会で議論されたところであるが、平成二十六年二月十二日の同協議会の答申の附帯意見において、「新薬創出・適応外薬解消等促進加算について、真に医療の質の向上に貢献する医薬品の国内研究・開発状況や財政影響を確認・検証するとともに、当該加算の対象品目の在り方等現行方式の見直しについても検討すること」とされおり、政府としては、ディレグラ配合錠その他の対象品目の在り方を含め、今回の薬価制度の見直しに向けて、更に検討してまいりたい。

四 川口賞が創設されてから廃止されるまで、右にかかつた予算は総計でいくらか、かかつた費用の項目も含め、詳細を年度ごとに明らかにされたい。

る川口賞に関する質問に対する答弁書(平成二  
十年十一月十一日内閣衆質一七〇第一七七号)  
五から七までについてでお答えしたとおりであ  
る。

五及び六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、  
川口賞については、同賞を廃止した時点でこれ  
を対外的に公表することは行っていないが、同  
賞が廃止されたことについては、先の答弁書  
(平成二十六年三月四日内閣衆質一八六第四七  
号)二から四までについてでお答えしている。

官邸の外交用務に使われていたことがあったこと  
が判明しました。」と述べている。更には、同年二  
月十二日の衆議院予算委員会でも同趣旨の答弁を  
している。右と「前回答弁書」(内閣衆質一八六第  
四四号)並びに「前々回答弁書」(内閣衆質一八六第

二二号を踏まえ、再度質問する。

## 行について国会の場で、

①  
二〇〇一年二月十三日  
衆議院予算委員会  
「いわゆる上納」という問題につきまして  
は、これは何度も何度もそういうことはない

ところのように申し上げておるわけではございませんして、(中略)上納はないといつこどもまずは御理解いただきたいと思います。一

② 二〇〇一年三月八日 参議院予算委員会  
「報道にありますいわゆる外務省の上納と

③ 二一〇〇一年十一月二十一日 衆議院内閣委  
「いふものはございません。」

「委員は、何か上納があつてというような  
二三、それを前提としてすべて物語をつくり

それを前おもいでして、物語をうかがふる。それで、國會で上げてあるよ、そんないい話をされて、いる

答弁でも再三申しておりますように、上納と  
いうものはないということで、その前提で話

をしていただきたいと思います。」  
④ 二〇〇二年一月二十八日 衆議院予算委員

「これは、そういうよう経費が入り組んでいたということがあったわけですね。これを上納と言うかどうか、私どもは上納という

平成二十六年三月十八日 衆議院会議録第九号

議長の報告



体による柔軟なサービス提供が可能」と説明している。

この点について、以下の通り質問する。

一 事業者の指定基準が全国共通の指定基準から自治体ごとの基準にかわることによって、サービス提供者の資質、サービスの料金、内容、利用者自己負担などに差が生じ、住んでいる市区町村によって、必要なサービスを適切な利用料で受けられるところと受けられないところの「格差」が生じてしまい兼ねない。

また、市区町村事業に移行した場合でも介護保険財政によって給付が行われるとされているが、市区町村事業は介護給付依頼の3%以内と上限が決められるため、給付が上限に達すれば、サービスニーズはあっても事業は打ち切られることがあることになる。

この点からも財政力の弱い市区町村においては、サービス提供が縮小したり利用料の自己負担が重くなることも考えられる。

以上のような点を踏まえてもなお政府は今回の「改正」によって、自治体によって「格差」は生じないと考えるか。政府のご見解を示されたい。

二 特に東日本大震災被災地では、要介護者が増え、支援者は不足しているが、このような実情にある中、要支援者向けサービスを自治体に移管する法改正後も被災地において、自治体が十分なサービスを提供できると考えるか。政府のご見解を示されたい。

三 「在宅介護」と仕事の両立を実現するために考えるのは、訪問介護やデイサービスは不可欠なものと考へる。

しかし、今回の「法改正」で要支援者の訪問介護と通所介護を介護給付の対象から外すことや、加えて、特別養護老人ホームの利用を要介護3以上に限定することも提案されている。

これによつて、在宅介護の扱い手の多くが女

性であるという現状において、介護のために離職する等が生じ、安倍総理の目標す、女性の社会参画を逆行することにならないか。政府のご見解を示されたい。

四 今回の「改正」で要支援者向けの訪問介護や通所介護を自治体事業に移管したり、特養の入所基準を要介護3以上に限定したり、一定の所得以上の人の利用者負担を一割から二割に引き上げたり、一定の資産保有者の特養の利用の補足給付を補助の対象外にすることは、社会保障の充実のための消費税率引き上げの理念に反するのではないか。政府の見解を示されたい。

五 介護休業制度の取得率は極めて低い水準にとどまっている。その理由をどのようにとらえているか。政府のご見解を示されたい。

六 使い勝手のよくない介護休業制度の改正が国会提出されないのは、政府の怠慢と考えるが、政府のご見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第六五号  
平成二十六年三月十四日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
内閣議院議長 伊吹 文明殿  
衆議院議員 中根康浩君提出介護保険法改正に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕  
衆議院議員 中根康浩君提出介護保険法改正に関する質問に対する答弁書

一 及び二について  
第百八十六回国会に提出した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案(以下「法案」という。)による介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の改正において、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護(以下「介護予防訪問介護等」という。)を、原則として全国一律の基準に

より実施する予防給付から、市町村が地域の実情に応じて実施することができる総合事業(法案による改正後の介護保険法第百十五条の四十第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。)に移行する等の見直しを行うこととしているが、この見直しは、市町村を中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とするることを目指すものである。

今般の見直しに当たっては、介護予防訪問介護等を予防給付から総合事業に移行することも勘案して総合事業を含む同条の規定による地域支援事業の上限額を見直し、総合事業の実施について市町村が負担する費用の割合は予防給付に対する市町村が負担する費用の割合と同様とするとともに、厚生労働省において総合事業の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針等を示すこととしているほか、総合事業に要する費用に対する地域支援事業交付金については、各市町村における第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して算定した額を交付すること、平成二十七年四月からの総合事業の実施が困難な市町村については、実施の猶予を可能とすること等の措置を講ずることとしており、政府としては、御指摘の「被災地」の市町村を含めて、各市町村における総合事業の円滑な実施に必要な支援を行つてまいりたい。

三 について  
一及び二についてで述べたとおり、介護予防訪問介護等の総合事業への移行は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをを目指すものであり、また、介護老人福祉施設

及び地域密着型介護老人福祉施設の入所要件の見直しについては、在宅での生活が困難な中重度の要介護者が必要なサービスを受けられるよう、これらの施設の機能を介護の必要性がより高い者に重点化するものである。これらはいずれも、在宅で要介護者等の介護を担う家族等の負担の軽減にもつながると考えられるものであり、御指摘の「女性の社会参画を逆行する」ものではないと考えている。

#### 四について

法案による介護保険法の改正は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号)の規定に基づき、低所得者をはじめとする国民の介護保険の保険料に係る負担の増大の抑制を図ることともに、介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図りつつ、地域包括ケアシステムの構築を通じ、必要な介護サービスを確保する観点から行うものである。「社会保障の充実のための消費税率引き上げの理念に反する」との御指摘は当たらないと考えている。

#### 五及び六について

御指摘の「介護休業制度の取得率」について

は、平成二十四年就業構造基本調査によると、同年十月一日時点において、介護をしている雇用者の数は約二百四十万人、介護休業制度を利用している者の数は約七・六万人であり、介護をしている雇用者の数に対する介護休業制度を利用している者の数の割合は約三・二パーセントとなつていて。その理由としては、介護休業制度の理解が十分に進んでいないことや、年次有給休暇を取得して対応している雇用者も多いこと等があるものと考えている。

そのため、政府としては、介護休業制度等の仕事と介護を両立するための制度の周知徹底を図り、仕事と介護の両立支援に関する企業の取



賃金はどちらがどれだけ高いですか」について  
は、三について及び四についてでお答えしたと  
おりである。政府としては、過去において、デ  
フレ脱却が進まず、企業収益が賃金上昇につな  
がらなかつたことを踏まえ、デフレ脱却に向けて  
全力で取り組んできたところであり、今後  
は、企業収益の拡大を賃金上昇につなげる経済  
の好循環の実現に向けて、政策を進めていくこ  
ととしている。

平成二十六年三月六日提出  
質問 第六七号

**首相の適格性を欠く発言等に関する質問主意書**

提出者 長妻 昭

首相の適格性を欠く発言等に関する質問主意書  
提出者 長妻 昭

首相の衆議院予算委員会における発言の真意等  
についてお尋ねする。  
一 平成二十六年一月三十一日衆議院予算委員会  
で、「デマゴーグ」との発言があつた。発言の具  
体的な意味を問う。この発言は首相として適格  
性を欠く発言と考えるがいかがか。また、発言  
を撤回するお考えはあるのか。

二 平成二十六年二月十日衆議院予算委員会で、  
「なんとかの勘ぐり」との発言があつた。発言の  
具体的な意味を問う。この発言は首相として適  
格性を欠く発言と考えるがいかがか。また、発  
言を撤回するお考えはあるのか。

三 二の発言は、現行憲法における「公共の福祉」  
を、自民党憲法改正案で「公益及び公の秩序」に  
置き換えていた理由を問う質問に関連してなさ  
れたものである。「公共の福祉」という現行憲法  
の文言を、「公益及び公の秩序」に変えたとし  
ても、実態は、首相の答弁の通り、全く変わらな  
いのか。

四 現行憲法第八十二条规定の「公の秩序」は、現  
行憲法にある「公共の福祉」と同一の意味か。意  
味が異なるのであれば、それぞれその意味をお  
示し願いたい。

五 現行憲法にある「公共の福祉」とは、どのような  
意味か。また、「公共の福祉による権利制限  
の基本的考え方をお示し願いたい。

六 首相の答弁にある「公益及び公の秩序」とは、  
どのような意味なのか。また、首相答弁にある  
「公益及び公の秩序」による権利制限の基本的考  
え方をお示し願いたい。首相の答弁の真意をお  
尋ねする。

七 「公共の福祉」と「公益及び公の秩序」とは同じ  
意味か。また、権利制限の基本的考え方も同じ  
と考えて差し支えないか。

八 法律で「公共の福祉」「公益」「公の秩序」が使わ  
れているものはいくつあるか。また、それぞれ  
の意味はどうのようなものか。

本質問に関しては、質問番号を束ねた回答では  
なく、質問番号ごとに、具体的にご回答をいただ  
くことをお願いする。

右質問する。

内閣衆質一八六第六七号  
平成二十六年三月十四日

内閣総理大臣 安倍 謙三

衆議院議長 伊吹 文明殿  
衆議院議員長妻昭君提出首相の適格性を欠く発  
言等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す  
る。

〔別紙〕

の具体的な意味」及び「発言を撤回するお考え」  
についてお答えする立場はない。また、安倍内  
閣総理大臣は、憲法第六十七条第一項の規定に  
基づき、国会の議決により指名されており、適  
格性を欠くとの御指摘は当たらないものと考え  
る。

平成二十六年三月六日提出  
質問 第六八号

**公益社団法人日展における不正審査の疑い等  
に関する質問主意書**

提出者 長妻 昭

公益社団法人日展における不正審査の疑い等  
に関する質問主意書

等に関する質問主意書

昨年十月三十日付の朝日新聞朝刊で、「日本美  
術界で権威のある日展の『書』で、有力会派に入選  
数を事前に割り振る不正が行われた」との報道が  
あった。その後も関連事項の報道がある。本件に  
ついて以下質問する。

一 昨年十月三十日の朝日新聞朝刊の報道内容は  
事実か。事実であるとすれば、政府としてどの  
よう受け止めているか。

二 政府として、公益社団法人日展が「書」につい  
て不正な入選数の割り振りなどの実態につい  
て調査をしているか。調査している場合は、そ  
の詳細をお示し願いたい。また、調査していな  
い場合は、調査しない理由をお示し願いたい。

三 公益社団法人日展からの報告、及び、公益社  
団法人日展内に設けられた第一次第三者委員会  
の報告を政府として、どのように受け止めてい  
るか。政府として改善策はあるのか。改善策の  
具体的な内容と進捗状況をお示し願いたい。

四 公益社団法人日展内の第一次・第二次・第三次  
委員会の委員はどのように選ばれたか、政府は  
承知しているか。また、第一次・第二次の各委  
員会の議論の内容をどの程度把握しているか。

五 公益社団法人日展の二〇〇九年における入選  
の審査の不正の疑いについての調査は十分であ  
る。



別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

## 一 大使館

(略) 告白

地 域	所 在 国	号									別								
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号						
ア ブ	インド	640,000	580,000	550,300	532,000	513,800	459,000	404,200	367,700	331,200	313,000	294,700	276,500						
	インドネシア	600,000	510,000	475,200	457,200	439,300	385,300	331,300	295,400	259,400	241,400	223,400	205,500						
	カンボジア	560,000	540,000	508,500	490,400	472,200	417,900	363,600	327,300	291,100	273,000	254,900	236,800						
	シンガポール	700,000	630,000	590,800	567,100	543,500	472,600	401,700	354,500	307,200	283,600	259,900	236,300						
	スリランカ	540,000	530,000	496,300	478,800	461,300	408,900	356,500	321,600	286,600	269,100	251,700	234,200						
	タイ	630,000	530,000	492,500	472,800	453,100	394,000	334,900	295,500	256,100	236,400	216,700	197,000						
	大韓民国	740,000	630,000	584,900	561,500	538,100	467,900	397,700	350,900	304,100	280,700	257,300	234,000						
	中華人民共和国	930,000	750,000	696,300	669,200	642,200	561,000	479,900	425,800	371,700	344,600	317,600	290,500						
	ネパール	650,000	630,000	602,800	584,900	567,100	513,700	460,300	424,700	389,000	371,200	353,400	335,600						
	パキスタン	740,000	690,000	658,700	641,200	623,700	571,200	518,700	483,700	448,700	431,200	413,700	396,200						
東洋	バンダラデシュ	680,000	660,000	624,100	605,200	586,200	529,400	472,600	434,700	396,800	377,900	358,900	340,000						
	東ティモール	770,000	750,000	714,400	693,400	672,400	609,500	546,600	504,600	462,700	441,700	420,700	399,800						
	フィリピン	610,000	520,000	485,400	466,900	448,400	392,800	337,200	300,200	263,100	244,600	226,100	207,600						
	ブルタун	600,000	580,000	550,300	532,000	513,800	459,000	404,200	367,700	331,200	313,000	294,700	276,500						
	ブルネイ	620,000	600,000	558,500	536,200	513,800	446,800	379,800	335,100	290,400	268,100	245,700	223,400						
	ベトナム	560,000	500,000	473,200	455,300	437,400	383,800	330,200	294,400	258,600	240,800	222,900	205,000						
	マレーシア	550,000	500,000	463,400	444,800	426,300	370,700	315,100	278,000	241,000	222,400	203,900	185,400						
	ミャンマー	620,000	610,000	571,600	552,400	533,100	475,300	417,500	379,000	340,400	321,200	301,900	282,700						
	モルディブ	580,000	570,000	536,300	518,800	501,300	448,900	396,500	361,600	326,600	309,100	291,700	274,200						
	モンゴル	610,000	590,000	559,500	540,800	522,000	465,800	409,600	372,100	334,600	315,900	297,100	278,400						
	ラオス	650,000	630,000	598,400	578,000	557,700	496,700	435,700	395,000	354,400	334,000	313,700	293,400						
大洋洲	オーストラリア	760,000	680,000	637,400	611,900	586,400	509,900	433,400	382,400	331,400	305,900	280,400	255,000						
	キリバス	660,000	650,000	614,000	595,700	577,300	522,300	467,300	430,600	393,900	375,500	357,200	338,900						
	クック	700,000	680,000	639,300	615,700	592,100	521,400	450,700	403,600	356,400	332,800	309,300	285,700						
	サモア	640,000	620,000	583,100	561,800	540,500	476,500	412,500	369,900	327,200	305,900	284,600	263,300						
	ソロモン	910,000	890,000	839,500	813,500	787,500	709,600	631,700	579,700	527,700	501,800	475,800	449,800						
	ツバル	660,000	650,000	614,000	595,700	577,300	522,300	467,300	430,600	393,900	375,500	357,200	338,900						
	トンガ	700,000	670,000	630,400	607,200	583,900	514,300	444,700	398,200	351,800	328,600	305,400	282,200						
	ナウル	560,000	550,000	514,000	495,700	477,300	422,300	367,300	330,600	293,900	275,500	257,200	238,900						
	ニュージーランド	650,000	630,000	589,300	565,700	542,100	471,400	400,700	353,600	306,400	282,800	259,300	235,700						
	バヌアツ	560,000	550,000	514,000	495,700	477,300	422,300	367,300	330,600	293,900	275,500	257,200	238,900						
	パプアニューギニア	960,000	940,000	886,100	858,300	830,400	746,900	663,400	607,700	552,000	524,100	496,300	468,500						

パラオ	590, 000	570, 000	532, 000	511, 500	491, 000	429, 600	368, 200	327, 200	286, 200	265, 800	245, 300	224, 800
斐ジー	560, 000	550, 000	514, 000	495, 700	477, 300	422, 300	367, 300	330, 600	293, 900	275, 500	257, 200	238, 900
マーシャル	610, 000	590, 000	554, 100	534, 000	513, 800	453, 300	392, 800	352, 500	312, 100	292, 000	271, 800	251, 700
ミクロネシア	590, 000	570, 000	540, 400	520, 800	501, 100	442, 300	383, 500	344, 200	305, 000	285, 400	265, 800	246, 200
北米	アメリカ合衆国	780, 000	580, 000	543, 500	521, 800	500, 000	434, 800	369, 600	326, 100	282, 600	260, 900	239, 100
中南米	カナダ	670, 000	600, 000	562, 100	539, 600	517, 200	449, 700	382, 200	337, 300	292, 300	269, 800	247, 300
アルゼンチン		490, 000	470, 000	440, 800	423, 100	405, 500	352, 600	299, 700	264, 500	229, 200	211, 600	193, 900
アンティグア・バーブーダ		540, 000	520, 000	487, 400	468, 900	450, 400	394, 900	339, 400	302, 400	265, 400	246, 900	228, 400
ウルグアイ		680, 000	660, 000	612, 300	587, 800	563, 300	489, 800	416, 300	367, 400	318, 400	293, 900	269, 400
エクアドル		630, 000	600, 000	568, 100	547, 400	526, 700	464, 500	402, 300	360, 900	319, 400	298, 700	278, 000
エルサルバドル		550, 000	530, 000	500, 200	482, 600	465, 100	412, 300	359, 500	324, 400	289, 200	271, 600	254, 000
ガイアナ		820, 000	790, 000	742, 300	714, 600	686, 900	638, 800	520, 700	465, 400	410, 000	382, 300	354, 600
キューバ		670, 000	660, 000	622, 700	603, 900	585, 100	528, 800	472, 500	434, 900	397, 400	378, 600	359, 800
グアテマラ		650, 000	630, 000	597, 900	577, 600	557, 200	496, 300	435, 400	394, 700	354, 100	333, 800	313, 500
グレナダ		570, 000	550, 000	517, 400	498, 900	480, 400	424, 900	369, 400	332, 400	295, 400	276, 900	258, 400
コスタリカ		600, 000	580, 000	543, 400	522, 400	501, 500	438, 700	375, 900	334, 000	292, 200	271, 200	250, 300
コロンビア		650, 000	630, 000	594, 500	574, 300	554, 100	493, 600	433, 100	392, 700	352, 300	332, 200	312, 000
ジャマイカ		580, 000	560, 000	530, 600	511, 400	492, 200	434, 600	377, 000	338, 700	300, 300	281, 100	261, 900
スリナム		810, 000	780, 000	730, 000	702, 800	675, 600	594, 000	512, 400	458, 000	403, 600	376, 400	349, 200
セントクリストファー・ネー		540, 000	520, 000	487, 400	463, 900	450, 400	394, 900	339, 400	302, 400	265, 400	246, 900	228, 400
セントビンセント		570, 000	550, 000	517, 400	498, 900	480, 400	424, 900	369, 400	332, 400	295, 400	276, 900	258, 400
セントルシア		570, 000	550, 000	517, 400	498, 900	480, 400	424, 900	369, 400	332, 400	295, 400	276, 900	258, 400
チリ		670, 000	650, 000	604, 500	580, 300	556, 100	483, 600	411, 100	362, 700	314, 300	290, 200	266, 000
ドミニカ共和国		570, 000	550, 000	517, 400	498, 900	480, 400	424, 900	369, 400	332, 400	295, 400	276, 900	258, 400
トリニダード・トバゴ		610, 000	600, 000	563, 400	544, 500	525, 700	469, 100	412, 500	374, 800	337, 100	318, 300	299, 400
ニカラグア		570, 000	550, 000	517, 400	498, 900	480, 400	424, 900	369, 400	332, 400	295, 400	276, 900	258, 400
ハイチ		620, 000	600, 000	575, 500	559, 200	532, 900	494, 100	445, 300	412, 700	380, 100	363, 900	347, 600
パナマ		830, 000	810, 000	774, 300	752, 500	730, 700	665, 400	600, 100	556, 600	513, 000	491, 200	469, 500
バハマ		580, 000	560, 000	530, 600	511, 400	492, 200	434, 600	377, 000	338, 700	300, 300	281, 100	261, 900
パラグアイ		620, 000	600, 000	565, 400	544, 800	524, 100	462, 300	400, 500	359, 200	318, 000	297, 400	276, 800
バルバドス		570, 000	550, 000	517, 400	498, 900	480, 400	424, 900	369, 400	332, 400	295, 400	276, 900	258, 400
ブラジル		750, 000	720, 000	674, 400	648, 200	622, 000	543, 500	465, 000	412, 600	360, 300	334, 100	307, 900
ベネズエラ		870, 000	840, 000	759, 400	731, 500	647, 800	564, 100	508, 400	452, 600	424, 700	396, 800	368, 900
ペリー		650, 000	630, 000	592, 600	570, 900	484, 100	419, 000	375, 600	332, 200	310, 500	288, 800	267, 100
ペルー		640, 000	578, 100	557, 000	472, 500	409, 100	366, 900	324, 600	303, 500	282, 400	261, 300	

官 報 (号 外)

ヨーロッパ	ポリビア ホンジュラス メキシコ	720,000 580,000 620,000	700,000 570,000 600,000	668,500 535,700 562,600	649,500 518,300 540,900	630,500 500,900 519,200	573,600 448,700 454,100	516,700 396,500 389,000	478,700 361,800 345,600	440,800 327,000 302,200	421,800 309,600 280,500	402,800 292,200 258,800	383,900 274,800 237,100
アイスランド	アイスランド	610,000	580,000	545,800	523,900	502,100	436,600	371,100	327,500	283,800	262,000	240,100	218,300
アイルランド	アイルランド	650,000	630,000	589,300	565,700	542,100	471,400	400,700	353,600	306,400	282,800	259,300	235,700
アゼルバイジャン	アゼルバイジャン	620,000	600,000	564,500	543,900	523,300	461,600	399,900	358,700	317,500	297,000	276,400	255,800
アルバニア	アルバニア	650,000	630,000	596,100	575,900	555,600	494,900	434,200	393,700	353,200	332,900	312,700	292,500
アルメニア	アルメニア	750,000	730,000	685,400	661,600	637,700	566,300	494,900	447,200	399,600	375,800	352,000	328,200
アンドラ	アンドラ	660,000	640,000	592,800	569,000	545,300	474,200	403,100	355,700	308,200	284,500	260,800	237,100
イタリア	イタリア	740,000	670,000	623,900	598,900	574,000	499,100	424,200	374,300	324,400	299,500	274,500	249,600
ウクライナ	ウクライナ	610,000	590,000	554,400	534,200	514,000	453,500	393,000	352,600	312,300	292,100	271,900	251,800
ウズベキスタン	ウズベキスタン	610,000	590,000	558,900	538,500	518,200	457,100	396,000	355,300	314,600	294,300	273,900	253,600
イギリス	イギリス	810,000	690,000	639,000	613,400	587,900	511,200	434,500	383,400	332,300	306,700	281,200	255,600
エストニア	エストニア	530,000	510,000	474,600	455,600	436,700	379,700	322,700	284,800	246,800	227,800	208,800	188,900
オーストリア	オーストリア	780,000	700,000	650,600	624,600	598,600	520,500	442,400	390,400	338,300	312,300	286,300	260,300
オランダ	オランダ	680,000	660,000	613,600	589,100	564,500	490,900	417,300	368,200	319,100	294,500	270,000	245,500
カザフスタン	カザフスタン	720,000	700,000	659,800	637,000	614,200	545,800	477,400	431,900	386,300	363,500	340,700	317,900
キプロス	キプロス	590,000	570,000	532,800	511,400	490,100	426,200	362,300	319,700	277,000	255,700	234,400	213,100
ギリシャ	ギリシャ	590,000	570,000	532,800	511,400	490,100	426,200	362,300	319,700	277,000	255,700	234,400	213,100
ギルギス	ギルギス	590,000	570,000	541,900	524,400	507,000	454,600	402,200	367,300	332,400	314,900	297,500	280,000
ブルジア	ブルジア	590,000	570,000	539,300	521,700	504,000	451,200	398,400	363,100	327,900	310,300	292,700	275,100
クロアチア	クロアチア	570,000	550,000	510,400	490,000	469,500	408,300	347,100	306,200	265,400	245,000	224,600	204,200
コソボ	コソボ	610,000	590,000	556,100	535,900	515,600	454,900	394,200	353,700	313,200	292,900	272,700	252,500
サンマリノ	サンマリノ	690,000	670,000	623,900	598,900	574,000	499,100	424,200	374,300	324,400	299,500	274,500	249,600
イスラエル	イスラエル	850,000	820,000	764,400	733,800	703,200	611,500	519,800	458,600	397,500	366,900	336,300	305,800
スウェーデン	スウェーデン	820,000	790,000	733,000	703,700	674,400	586,400	498,400	439,800	381,200	351,800	322,500	293,200
スペイン	スペイン	670,000	650,000	606,300	582,000	557,800	485,000	412,300	363,800	315,300	291,000	266,800	242,500
スロバキア	スロバキア	600,000	580,000	542,800	521,000	499,300	434,200	369,100	325,700	282,200	260,500	238,800	217,100
スロベニア	スロベニア	580,000	560,000	526,400	505,300	484,300	421,100	357,900	315,800	273,700	252,700	231,600	210,600
セルビア	セルビア	580,000	560,000	526,100	505,900	485,600	424,900	364,200	323,700	283,200	262,900	242,700	222,500
タジキスタン	タジキスタン	680,000	660,000	633,200	616,100	588,900	547,500	496,100	461,800	427,500	410,300	393,200	376,100
チエコ	チエコ	620,000	600,000	555,600	533,400	511,200	444,500	377,800	333,400	288,900	266,700	244,500	222,300
デンマーク	デンマーク	730,000	700,000	653,600	627,500	601,300	522,900	444,500	392,200	339,900	313,700	287,600	261,500
ドイツ	ドイツ	750,000	630,000	588,100	564,600	541,100	470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300
トルコメニスタン	トルコメニスタン	670,000	650,000	618,500	601,200	583,900	532,100	480,300	445,700	411,200	393,900	376,600	359,400
ノルウェー	ノルウェー	890,000	860,000	803,400	771,200	739,100	642,700	546,300	482,000	417,800	385,600	353,500	321,400
バチカン	バチカン	690,000	670,000	623,900	598,900	574,000	499,100	424,200	374,300	324,400	299,500	274,500	249,600

## 外事報

ハンガリー	560,000	540,000	508,800	488,400	468,100	407,000	346,000	305,300	264,600	244,200	223,900	203,500
フィンランド	720,000	700,000	649,100	623,200	597,200	519,300	441,400	389,500	337,500	311,600	285,600	259,700
フランス	750,000	640,000	592,800	569,000	545,300	474,200	403,100	355,700	308,200	284,500	260,800	237,100
ブルガリア	540,000	520,000	489,900	470,300	450,700	391,900	333,100	293,900	254,700	235,100	215,500	196,000
ベラルーシ	640,000	620,000	583,100	563,400	543,700	484,500	425,300	385,900	346,400	326,700	307,000	287,300
ベルギー	670,000	650,000	606,800	581,800	557,500	484,800	412,100	363,600	315,100	290,900	266,600	242,400
ポーランド	540,000	520,000	490,400	470,800	451,100	392,300	333,500	294,200	255,000	235,400	215,800	196,200
ボスニア・ヘルツェゴビナ	570,000	550,000	520,800	502,100	483,400	427,300	371,200	333,800	296,400	277,700	259,000	240,300
トルコガル	610,000	590,000	551,100	529,100	507,000	440,900	374,800	330,700	286,600	264,500	242,500	220,500
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	580,000	560,000	526,100	505,900	485,600	424,900	364,200	323,700	283,200	262,900	242,700	222,500
マルタ	690,000	670,000	623,900	598,900	574,000	499,100	424,200	374,300	324,400	299,500	274,500	249,600
モナコ	660,000	640,000	592,800	569,000	545,300	474,200	403,100	355,700	308,200	284,500	260,800	237,100
モルドバ	650,000	630,000	594,400	574,200	554,000	493,500	433,000	392,600	352,300	332,100	311,900	291,800
モンテネグロ	610,000	590,000	556,100	535,900	515,600	454,900	394,200	353,700	313,200	292,900	272,700	252,500
ラトビア	570,000	550,000	517,300	496,600	475,900	413,800	351,700	310,400	269,000	248,300	227,600	206,900
リトアニア	550,000	530,000	491,500	471,800	452,200	393,200	334,200	294,900	255,600	235,900	216,300	196,600
リヒテンシュタイン	850,000	820,000	764,400	733,800	703,200	611,500	519,800	458,600	397,500	366,900	336,300	305,800
ルーマニア	550,000	530,000	498,600	478,700	458,700	398,900	339,100	299,200	259,300	239,300	219,400	199,500
ルクセンブルク	650,000	630,000	588,100	564,600	541,100	470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300
ロシア	820,000	660,000	615,400	591,600	567,700	496,300	424,900	377,200	329,600	305,800	282,000	258,200
中東	830,000	810,000	774,100	753,200	732,200	669,300	606,400	564,500	522,500	501,600	480,600	459,700
アラブ首長国連邦	550,000	530,000	498,300	478,300	458,400	398,600	338,800	299,000	259,100	239,200	219,200	199,300
イエメン	720,000	700,000	667,100	648,100	629,200	572,400	515,600	477,700	439,900	420,900	402,000	383,100
イスラエル	790,000	710,000	665,500	639,700	613,900	536,400	458,900	407,300	355,700	329,800	304,000	278,200
イラク	940,000	920,000	870,500	845,700	820,900	746,400	671,900	622,300	572,700	547,800	523,000	498,200
iran	630,000	610,000	583,000	567,300	551,600	504,400	457,200	425,800	394,400	378,600	362,900	347,200
オマーン	570,000	550,000	514,100	494,400	474,600	415,300	356,000	316,500	276,900	257,200	237,400	217,700
カタール	540,000	520,000	491,300	472,500	453,700	397,400	341,100	303,500	266,000	247,200	228,400	209,700
クウェート	670,000	650,000	610,400	589,600	568,700	506,300	443,900	402,200	360,600	339,800	319,000	298,200
サウジアラビア	680,000	670,000	631,800	612,500	593,200	535,400	477,600	439,100	400,500	381,200	362,000	342,700
シリア	500,000	490,000	462,500	448,400	434,300	392,000	349,700	321,500	293,300	279,200	265,100	251,000
トルコ	630,000	610,000	570,300	548,200	526,200	460,200	394,200	350,200	306,100	284,100	262,100	240,100
バーレーン	590,000	570,000	536,400	515,700	495,100	433,100	371,100	329,800	288,500	267,900	247,200	226,600
ヨルダン	580,000	560,000	526,800	507,800	488,800	431,700	374,600	336,600	298,600	279,500	260,500	241,500
レバノン	670,000	650,000	610,600	588,200	565,800	498,500	431,200	386,400	341,500	319,100	296,700	274,300

## 外(即)報

アフリカ	アルジェリア	630,000	620,000	581,000	561,400	541,700	482,800	423,900	384,600	345,300	325,700	306,000	286,400
	アンゴラ	970,000	940,000	894,100	867,600	841,000	761,300	681,600	628,500	575,300	548,800	522,200	495,700
	ウガンダ	700,000	680,000	650,500	632,500	614,500	560,500	506,500	470,600	434,600	416,600	398,600	380,600
	エジプト	580,000	530,000	501,000	483,400	465,800	413,000	360,200	325,000	289,800	272,200	254,600	237,000
	エチオピア	710,000	690,000	661,300	642,800	624,200	568,500	512,800	475,700	438,500	420,000	401,400	382,900
	エリトリア	670,000	650,000	621,300	602,800	584,200	528,500	472,800	435,700	398,500	380,000	361,400	342,900
	ガーナ	760,000	740,000	702,300	681,800	661,300	599,800	538,300	497,400	456,400	435,900	415,400	394,900
	カーボヴェルデ	800,000	770,000	732,000	708,700	685,400	615,600	545,800	499,200	452,600	429,400	406,100	382,800
	ガボン	870,000	840,000	793,300	767,500	741,800	664,600	587,400	536,000	484,500	458,800	433,000	407,300
	カメルーン	790,000	770,000	734,300	712,500	690,700	625,400	560,100	516,600	473,000	451,200	429,500	407,700
	ガンビア	800,000	770,000	732,000	708,700	685,400	615,600	545,800	499,200	452,600	429,400	406,100	382,800
	ギニア	850,000	830,000	789,100	766,800	744,400	677,300	610,200	565,500	520,700	498,400	476,000	453,700
	ギニアビサウ	800,000	770,000	732,000	708,700	685,400	615,600	545,800	499,200	452,600	429,400	406,100	382,800
	ケニア	610,000	590,000	558,700	540,100	521,500	465,800	410,100	372,900	335,700	317,200	298,600	280,000
	コートジボワール	870,000	840,000	798,600	774,300	749,900	676,900	603,900	555,200	506,500	482,100	457,800	433,500
	コモロ	590,000	570,000	537,100	517,600	498,200	439,700	381,200	342,300	303,300	283,800	264,300	244,900
	コンゴ共和国	870,000	840,000	793,300	767,500	741,800	664,600	587,400	536,000	484,500	458,800	433,000	407,300
	コンゴ民主共和国	990,000	960,000	914,300	886,900	859,500	777,400	695,300	640,600	585,800	558,400	531,100	503,700
	サントメ・プリンシペ	870,000	840,000	793,300	767,500	741,800	664,600	587,400	536,000	484,500	458,800	433,000	407,300
	ザンビア	680,000	660,000	625,300	606,400	587,500	530,900	474,300	436,500	398,700	379,900	361,000	342,100
	シェラレオネ	720,000	700,000	662,300	641,800	621,300	559,800	498,300	457,400	416,400	395,900	375,400	354,900
	ジブチ	940,000	920,000	866,000	839,000	811,900	730,800	649,700	595,600	541,500	514,500	487,400	460,400
	ジンバブエ	760,000	740,000	703,500	683,800	664,000	604,800	545,600	506,100	466,600	446,900	427,100	407,400
	スー丹	800,000	780,000	743,300	721,900	700,600	636,600	572,600	530,000	487,300	466,000	444,600	423,300
	スワジ蘭ド	550,000	530,000	499,900	482,400	464,800	412,200	359,600	324,500	289,400	271,900	254,300	236,800
	セーシエル	570,000	550,000	518,700	500,100	481,500	425,800	370,100	332,900	295,700	277,200	258,600	240,000
	赤道ギニア	870,000	840,000	793,300	767,500	741,800	664,600	587,400	536,000	484,500	458,800	433,000	407,300
	セネガル	800,000	780,000	732,000	708,700	685,400	615,600	545,800	499,200	452,600	429,400	406,100	382,800
	ソマリア	670,000	650,000	618,700	600,100	581,500	525,800	470,100	432,900	395,700	377,200	358,600	340,000
	タンザニア	750,000	730,000	692,600	672,500	652,400	592,100	531,800	491,600	451,400	431,300	411,200	391,100
	チャド	750,000	730,000	694,300	672,500	650,700	585,400	520,100	476,600	433,000	411,200	389,500	367,700
	中央アフリカ	790,000	770,000	734,300	712,500	690,700	625,400	560,100	516,600	473,000	451,200	429,500	407,700
	チュニジア	480,000	460,000	438,100	423,400	408,700	364,500	320,300	290,900	261,400	246,700	232,000	217,300
	トーゴ	830,000	800,000	758,600	734,300	709,900	636,900	563,900	515,200	466,500	442,100	417,800	393,500
	ナイジェリア	940,000	920,000	870,300	844,600	819,000	742,200	665,400	614,200	562,900	537,300	511,700	486,100
	ナミビア	550,000	530,000	499,900	482,400	464,800	412,200	359,600	324,500	289,400	271,900	254,300	236,800
	ニジェール	830,000	800,000	758,600	734,300	709,900	636,900	563,900	515,200	466,500	442,100	417,800	393,500

(号外)

ブルキナファソ	770,000	750,000	714,500	693,500	672,500	609,600	546,700	504,700	462,700	441,800
ブルンジ	670,000	650,000	618,700	600,100	581,500	525,800	470,100	432,900	395,700	377,200
ベナン	780,000	760,000	722,100	700,800	679,600	615,700	551,800	509,300	466,700	445,400
ボツワナ	670,000	650,000	621,900	603,200	584,500	528,400	472,300	434,900	397,500	378,800
マダガスカル	690,000	670,000	637,100	617,600	598,200	539,700	481,200	442,300	403,300	383,800
マラウイ	690,000	670,000	639,900	622,400	605,000	552,700	500,400	465,600	430,700	413,300
マリ	790,000	770,000	731,800	710,900	690,000	627,400	564,800	523,100	481,300	460,400
南アフリカ共和国	580,000	530,000	499,900	482,400	464,800	412,200	359,600	324,500	289,400	271,900
南スーダン	820,000	800,000	759,500	738,300	717,100	653,600	590,100	547,700	505,300	484,200
モーリシャス	590,000	570,000	537,100	517,600	498,200	439,700	381,200	342,300	303,300	283,800
モーリタニア	780,000	760,000	722,100	701,600	681,200	619,700	558,200	517,300	476,300	455,800
モザンビーク	760,000	740,000	700,300	679,800	659,400	598,200	537,000	496,200	455,300	434,900
モロッコ	530,000	510,000	478,800	460,700	442,700	388,500	334,300	298,200	262,100	244,100
リビア	660,000	640,000	606,700	588,800	570,900	517,200	463,500	427,700	391,900	374,000
リベリア	760,000	740,000	702,300	681,800	661,300	599,800	538,300	497,400	456,400	435,900
ルワンダ	750,000	730,000	690,900	670,800	650,800	590,700	530,600	490,500	450,500	430,400
レソト	550,000	530,000	499,900	482,400	464,800	412,200	359,600	324,500	289,400	271,900

## 外局報

ホーチミン ペナン	480,000 440,000	449,800 425,300	432,200 407,600	379,500 354,400	326,800 301,200	291,700 265,800	256,500 230,400	238,900 212,600	221,400 194,900	203,800 177,200
大洋州 シドニー パース ブリスベン メルボルン オーカ蘭ド	670,000 630,000 650,000 650,000 590,000	624,700 611,800 606,600 583,400 573,400	598,700 586,300 581,300 505,500 549,500	520,600 509,800 505,500 507,300 477,800	442,500 390,500 429,700 431,200 406,100	390,500 382,400 379,100 380,500 358,400	338,400 331,400 328,600 329,700 310,600	312,400 305,900 303,300 304,400 286,700	286,300 280,400 278,000 279,000 262,800	260,300 254,900 252,800 253,700 238,900
北米 アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガツニヤ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス カルガリー トロント バンクーバー モントリオール	510,000 580,000 520,000 550,000 510,000 490,000 560,000 660,000 480,000 530,000 550,000 520,000 530,000 580,000 550,000 610,000 600,000 560,000	479,800 540,000 486,800 513,500 471,600 474,600 521,800 567,200 470,000 491,800 471,300 494,600 480,400 489,700 541,400 531,200 569,600 561,700 540,500	459,800 540,000 466,600 513,500 452,000 454,800 500,000 567,200 450,500 491,800 471,300 494,600 460,300 469,300 518,900 509,100 545,900 538,300 518,900	399,800 517,500 405,700 513,500 393,000 395,500 434,800 472,700 391,700 409,800 348,300 430,100 400,300 408,100 451,200 442,700 474,700 468,100 397,900 382,800	339,800 382,500 344,800 334,100 294,800 336,200 369,600 401,800 332,900 348,300 307,400 365,600 340,300 346,900 383,500 376,300 356,000 351,100 337,800	299,900 337,500 304,300 320,900 294,800 296,600 326,100 354,500 293,800 306,100 306,100 322,600 300,200 306,100 338,400 332,000 308,600 304,300 292,800	259,900 292,500 245,400 278,100 255,500 256,700 282,600 307,300 254,600 266,400 266,400 279,600 260,200 265,300 293,300 287,800 284,800 280,900 270,200	239,900 270,000 243,400 278,100 235,800 237,300 260,900 283,600 235,000 245,900 225,400 236,600 220,200 224,500 248,200 265,600 243,500 261,100 257,500 247,700	219,900 247,500 223,100 235,300 216,200 217,500 217,400 236,600 215,400 204,900 204,100 225,600 221,400 237,400 234,100 225,200	199,900 225,000 202,900 214,000 196,500 197,800 215,100 236,400 195,900 204,900 204,100 225,600 221,400 237,400 234,100 225,200
中南米 クリチバ サンパウロ マナウス リオデジニア ノ	650,000 740,000 690,000 760,000	628,200 690,300 668,300 711,400	602,000 662,400 644,200 683,900	553,500 578,600 571,900 601,200	445,000 494,800 499,600 518,500	392,600 439,000 451,400 463,400	340,300 383,100 403,200 408,300	314,100 355,200 379,100 380,700	287,900 327,200 355,000 353,200	261,800 299,300 331,000 325,600
歐州 ミラノ エディンバラ バルセロナ デュッセルドルフ フランクフルト ミュンヘン ストラスブール	690,000 600,000 610,000 600,000 577,000 610,000 580,000	640,300 581,200 588,000 557,000 570,200 561,100 569,000	613,600 556,900 563,500 533,800 546,500 537,700 474,200	533,600 484,300 490,000 464,200 403,900 350,700 403,100	453,600 411,700 416,500 394,600 356,400 350,700 355,700	400,200 363,200 367,500 348,200 301,700 308,900 308,200	346,800 314,800 318,500 301,700 285,100 280,600 284,500	320,200 290,600 294,000 278,500 261,400 257,200 260,800	293,500 266,400 242,200 255,300 261,400 237,600 237,100	266,800 254,900 252,800 253,700 237,600 233,800 237,100

マルセイユ ウラジオストク サンクトペテルブルク ハバロフスク ユジノサハリンスク	590,000 660,000 550,000 660,000 660,000	569,000 620,500 531,400 620,500 620,500	545,300 596,700 510,100 596,700 596,700	474,200 525,400 446,200 525,400 525,400	403,100 454,100 382,300 454,100 454,100	355,700 406,600 339,700 359,000 359,000	308,200 359,000 297,000 359,000 359,000	284,500 335,200 275,700 335,200 335,200	260,800 311,500 254,400 311,500 311,500	237,100 287,700 233,100 287,700 287,700
中東 ドバイ ジッダ イスタンブール	530,000 570,000 570,000	511,800 556,300 550,300	490,500 536,900 527,400	426,500 478,600 488,600	362,500 420,300 389,800	319,900 381,500 344,000	277,200 342,600 298,100	255,900 323,200 275,200	234,600 303,700 252,200	213,300 284,300 229,300

## 三 政府代表部

地 域	所 在 地	号									別		
		大 使	公 使	特 使	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア (東南アジア諸国連合)	ジャカルタ	520,000	510,000	475,200	457,200	439,300	385,300	331,300	295,400	259,400	241,400	223,400	205,500
北米 (国際連合)	ニューヨーク	750,000	630,000	·590,900	567,200	543,600	472,700	401,800	354,500	307,300	283,600	260,000	236,400
中華人民共和国 (国際民間航空機関)	モントリオール	630,000	600,000	563,000	540,500	518,000	450,400	382,800	337,800	292,800	270,200	247,700	225,200
欧洲 (在ウイーン国際機関) (在ジュネーブ国際機関) (国際連合会議)	ウイーン (在ジュネーブ国際機関)	720,000	700,000	650,600	624,600	598,600	520,500	442,400	390,400	338,300	312,300	286,300	260,300
アフリカ (国際開発機構) (国際連合教育科学文化機関) (アフリカ連合)	ナゴヤ (国際連合教育科学文化機関) (アフリカ連合)	960,000 840,000	810,000 810,000	752,100 752,100	722,000 722,000	692,000 692,000	601,700 601,700	511,400 511,400	451,300 451,300	391,100 391,100	361,000 361,000	330,900 330,900	300,900 300,900
大洋洲 (国際連合教育科学文化機関)	ブリュッセル (欧洲連合)	710,000 660,000	640,000 640,000	592,800 592,800	569,000 569,000	545,300 545,300	474,200 474,200	403,100 403,100	355,700 355,700	308,200 308,200	284,500 284,500	260,800 260,800	237,100 237,100
別表第三 研修員手当(第十九条関係)		720,000	650,000	606,000	581,800	557,500	484,800	412,100	363,600	315,100	290,900	266,600	242,400

号	別	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号
手 当	額	760,700	738,700	716,700	694,700	672,700	650,700	628,700	606,700	584,700	562,700	540,700	518,700	496,700	474,700	452,700

官 報 (号 外)

この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。  
附 則

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額等を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二三

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する

一 議案の目的及び要旨

本案は、在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の改定を行うものであり、その内容は次のとおりである。

3 2 1  
右勧業本手当の基準額を改定すること。  
研修員手当の支給額を改定すること。  
この法律は、平成二十六年四月一日から施行すること。

議案の可決理由  
本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、必要かつ適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

号とし、同号の前に次の二号を加える。  
一 奄美群島の振興開発の基本的方針に関する事項  
第三条第四項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第五項中の「市町村」の下に「(次項の規定による要請があつた場合における当該要請をした市町村を除く。)」を加え、同条第九項中「第五項」の下に「及び第八項」を加え、同項に後段として次のように加える。  
この場合において、第五項中「市町村(次項の規定による要請があつた場合における当該要請をした市町村を除く。)」とあるのは「市町

第二条の見出しを削り、同条第一項中「国土  
交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は」を主  
務大臣は、第二条の基本理念にのつとりに改  
め、同条第二項第五号中「整備」の下に「人の  
往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬（以下  
「人の往来等」という。）に要する費用の低廉化  
を加え、同項第六号中「生活環境の整備」を「住  
宅及び生活環境の整備（廃棄物の減量その他その  
適正な処理を含む。以下同じ。）に改め、同  
項第十一号中「及び」の下に「再生並びに」を加  
え、同項中第十六号を第十七号とし、第十五号  
を第十六号とし、同項第十四号中「人材」の下

第一條中「かんがみ」を「鑑み、奄美群島の振興開発に関して、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに」に、「自立的發展並びに」を「自立的發展、」に、「に資する」を「並びに奄美群島における定住の促進を図る」に改める。

村」と、第八項及び第九項中「第五項又は第六項」とあるのは「第五項」と読み替えるものとする。

第三条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第十一項とする。」

に「確保及び」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号中「振興」の下に「子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。次条第二項第十三号において同じ。」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加え。

右  
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

平成二十六年一月三十一日

内閣總理大臣 安倍晋三

平成二十六年三月十八日 衆議院会議録第九号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(奄美群島振興開発特別措置法の一一部改正)  
第一章 奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律  
九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第一条」を「第一条—第三条」に、「第二章 奄美群島振興開発計画等」第二条—第六条の十三)」を「第二章 奄美群島振興開発計画等」第二条—第六条の三節 第二節 基本方針(第四条)、第三節 振興開発計画及びこ  
と並びに「第五十九条—第六十条」を「第五十九条—第六十条」に、「第五十一条—第五十二条」を「第五十一条—第五十二条」に、「第五十三条—第五十四条」を「第五十三条—第五十四条」に、「第五十五条—第五十六条」を「第五十五条—第五十六条」に、「第五十七条—第五十八条」を「第五十七条—第五十八条」に、「第五十九条—第六十条」を「第五十九条—第六十条」に、「第六十一条—第六十二条」を「第六十一条—第六十二条」に、「第六十三条—第六十四条」を「第六十三  
等  
これに基づく措置(第五条—第七条)  
これに基づく措置(第八条—第十条)  
他の特別措置(第二十二条—第三十八条)  
に、「第七条—第八条」を「第三十九条—第四十一条」に、「第九条—第十三条」を「第四十二条—第四十六条」に、「第十一条—第十六条」を「第十七条—第四十九条」に、「第十七条—第二十二条」を「第五十条—第五十四条」に、「第二十二  
条」を「第五十五条—第五十八条」に、「第五十五条—第五十六条」を「第五十九条—第六十条」に、「第五十九条—第六十条」を「第五十九条—第六十条」に、「第五十一条—第五十二条」を「第五十  
に、「第五十三条—第五十四条」を「第五十五条—第五十六条」に、「第五十七条—第五十八条」を「第五十九条—第六十条」に、「第六十一条—第六十二条」を「第六十一  
条—第六十六条」に改める。  
第一条中「かんがみ」を「鑑み、奄美群島の振  
興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び  
地方公共団体の責務を明らかにするとともに」  
に、「自立的発展並びに」を「自立的発展」に、  
「に資する」を「並びに奄美群島における定住の  
促進を図る」に改める。  
第四条及び第五条を削る。  
第三条第一項中「定めなければならない」を  
「定めるよう努めるものとする」に改め、同項中  
二項中「次に」を「おもむね次に」に改め、同項中  
第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号

とし、同項第十三号中「人材」の下に「確保及び」を加え、同号を同項第十五号とし、同項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同項第十号中「及び」の下に「再生並びに」を加え、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する事項

第三条第二項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「生活環境」を「住宅及び生活環境」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「整備」の下に「人の往来等に要する費用の低廉化」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 奄美群島の振興開発の基本の方針に関する事項

第三条第四項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第五項中の「市町村」の下に「(次項の規定による要請があつた場合における当該要請をした市町村を除く。)」を加え、同条第九項中「第五項」の下に「及び第八項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五項中「市町村(次項の規定による要請があつた場合における当該要請をした市町村を除く。)」とあるのは「市町村」と、第八項及び第九項中「第五項又は第六項」とあるのは「第五項」と読み替えるものとする。

第三条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「前項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 奄美群島内の市町村（以下「奄美群島市町村」という。）は、振興開発計画が定められていない場合には、単独で又は共同して、鹿児島県に対し、振興開発計画を定めることを要請することができる。この場合においては、当該奄美群島市町村に係る振興開発計画の案を添えなければならない。

7 前項の規定による要請があつたときは、鹿児島県は、速やかに、振興開発計画を定めるよう努めるものとする。

8 奄美群島市町村は、第五項又は第六項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三条を第五条とする。

第二条の見出しを削り、同条第一項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は」を「主務大臣は、第二条の基本理念にのつどり」に改め、同条第二項第五号中「整備」の下に「人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬（以下「人の往来等」という。）に要する費用の低廉化」を加え、同項第六号中「生活環境の整備」を「住宅及び生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。）」に改め、同項第十一号中「及び」の下に「再生並びに」を加え、同項中第十六号を第十七号とし、同項第十五号を第十六号とし、同項第十四号中「人材」の下に「確保及び」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号中「振興」の下に「（子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。次条第二項第十三号において同じ。）」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他の非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。）

利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項

第二条第三項を削り、同条第四項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条を第四条とし、同条の次に次の節名を付する。

第三節 振興開発計画及びこれに基づく措置

第二章の章名を削る。  
第一条の次に次の二条並びに章名及び節名を加える。

(基本理念)

第二条 奄美群島の振興開発のための施策は、奄美群島が我が国の領域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に發揮されるよう、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを目指として講ぜられなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのつとり、奄美群島の振興開発のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 奄美群島振興開発計画等

第一節 基本方針

第六条第五項を削り、同条第六項中「同法同条」を「同条」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十九条第二号中「第十七条」を「第五十条」

に改め、同条を第六十五条とし、同条の前に次の四条を加える。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第六項の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により奄美群島特例通訳案内士の登録を受けた者

三 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

四 第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第七項の規定に違反した者

二 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

三 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十八条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつた者

五 第十八条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示した者

六 第十八条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第五十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは人を避けた場合におけるその違反行為をした受託者の役員又は職員

八 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十四 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十五 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十六 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十七 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十八 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十九 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十一 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

したときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第二十八条を削る。

第五章中第二十七条を第六十条とし、同条の前に次の二条を加える。

(主務大臣等)

第五十九条 第四条第一項並びに同条第四項及び第五項(これらに規定を同条第六項において準用する場合を含む。)における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第二号及び第十五号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣、同項第三号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び厚生労働大臣、同項第五号及び第十一号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び環境大臣、同項第六号に掲げる事項に係る部分について国土交通大臣、厚生労働大臣及び環境大臣、同項第十二号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、經濟産業大臣及び環境大臣、同項第十三号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び文部科学大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

第二章における主務省令は、国土交通省令・総務省令・農林水産省令とする。

六 前章及び基金に係る通則法における主務省は、国土交通省及び財務省とする。

七 第二章における主務省令は、国土交通省令・総務省令・農林水産省令とする。

八 基金に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

九 第四章第四節中第二十六条を第五十八条とし、第二十五条を第五十七条とし、第二十四条を第五十六条とし、第二十三条を削り、第二十

二条を第五十五条とする。

四章第三節中第二十二条を第五十四条とする。

十二条を第五十二条とする。

第十九条を第五十二条とし、第十八条を第五十三条とする。

第十一条を第五十二条とし、第十八条を第五

五条の規定に違反して同項各号の標識を掲示した者

六 第十八条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第五十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは人を避けた場合におけるその違反行為をした受

託者の役員又は職員

八 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十四 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十五 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、国土交通大臣又は財務大臣がそれぞれ單独に行使することを妨げない。

第七条第二項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条を第三十九条とする。

第七条第二項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十一条 主務大臣は、毎年、奄美群島の振興開発に関して講じた施策について、審議会に報告するものとする。

第七条第二項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十二条 第二章第四節及び第三章における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

第六十四条 第十七条第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第二章における主務省令は、国土交通省令・総務省令・農林水産省令とする。

七 第二章における主務省令は、国土交通省令・総務省令・農林水産省令とする。

八 基金に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

九 第四章第二節中第十六条を第四十九条とし、第十五条を第四十八条とし、第十四条を第四十

七条とする。

第四章第一節中第十三条を第四十六条とし、第十二条から第十二条までを三十三条ずつ繰り下げる。

第八条第五項中「の外」を「のほか」に改め、第三章中同条を第四十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(審議会への報告)

第三章中同条を第四十条とし、同条の次に次の二条を加える。

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前第四号から第六

号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

第六十四条 第十七条第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第二章における主務省令は、国土交通省令・総務省令・農林水産省令とする。

七 第二章における主務省令は、国土交通省令・総務省令・農林水産省令とする。

八 基金に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

九 第四章第二節中第十六条を第四十九条とし、第十五条を第四十八条とし、第十四条を第四十

七条とする。

第四章第一節中第十三条を第四十六条とし、第十二条から第十二条までを三十三条ずつ繰り下げる。

第八条第五項中「の外」を「のほか」に改め、第三章中同条を第四十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(審議会への報告)

第三章中同条を第四十条とし、同条の次に次の二条を加える。



な医療を受ける機会を確保するため、当該妊婦が居住する島に妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所又は助産所が設置されていないことにより、当該妊婦が当該島の区域外の病院、診療所又は助産所に健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合における当該通院又は入院に対する支援について適切な配慮をするものとする。

8 奄美群島は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画を作成するに当たつては、奄美群島における医療の特殊事情に鑑み、奄美群島において必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

第六条の三を第二十二条とし、第六条の二を第七条とし、同条の次に次の二節及び節名を加える。

### 第三節 交付金事業計画及びこれに基づく措置

#### (交付金事業計画の作成)

第八条 奄美群島は、第六条第一項及び第三項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業のうち、鹿児島県が実施する奄美群島における特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業であつて、鹿児島県が当該事業に要する

第九条 奄美群島は、次項の交付金を充てて交付金事業計画に基づく事業の実施(奄美群島市町村その他の者が実施する事業に要する費用の全部又は一部の負担を含む。)をしようとするときは、当該交付金事業計画をそれぞれの事業を所管する大臣に提出しなければならない。

一 産業振興促進計画の区域(以下「計画区域」という。)

二 当該計画区域において振興すべき業種

三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に關する事項

四 計画期間

三 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

一 奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業で政令で定めるものに関する記載するものとする。

4 前項に定めるもののほか、第二項の交付

#### る事項

##### 一 計画期間

3 交付金事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

##### 二 その他主務省令で定める事項

##### 一 交付金事業計画の目標

4 鹿児島県は、交付金事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、奄美群島市町村その他の関係者の意見を聞くよう努めるものとする。

5 鹿児島県は、交付金事業計画に奄美群島市町村その他の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該奄美群島市町村その他の者の同意を得なければならない。

6 鹿児島県は、交付金事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

7 前項の規定は、交付金事業計画の変更について準用する。

##### (交付金の交付等)

第八条 奄美群島は、第六条第一項及び第三項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業のうち、鹿児島県が実施する奄美群島における特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業であつて、鹿児島県が当該事業に要する

第九条 奄美群島は、次項の交付金を充てて交付金事業計画に基づく事業の実施(奄美群島市町村その他の者が実施する事業に要する費用の全部又は一部の負担を含む。)をしようとするときは、当該交付金事業計画をそれぞれの事業を所管する大臣に提出しなければならない。

一 産業振興促進計画の区域(以下「計画区域」という。)

二 当該計画区域において振興すべき業種

三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に關する事項

四 計画期間

三 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

一 産業振興促進計画の目標

二 その他主務省令で定める事項

三 前項に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

4 第二項第三号に掲げる事項には、次に掲げ

#### る事項を記載することができる。

##### 一 奄美群島特例通訳案内士育成等事業(奄美群島において奄美群島特例通訳案内士(第十七条第二項に規定する奄美群島特例通訳案内士をいう。)の育成、確保及び活用を図る事業をいう。同条第一項において同じ。)に関する事項

二 観光旅客滞在促進事業(計画区域において旅館業法(昭和二十三年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する旅館業(同条第二号)の登録を受けた者を除く。)の実績に関する評価を行わなければならない。

三 主務省令で定めるところにより、その内容を公表するよう努めるものとする。

##### 第四節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置

##### 一 観光旅客滞在促進事業(計画区域において旅館業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する旅館業(同条第二号)の登録を受けた者を除く。)の実績に関する評価を行わなければならない。

二 鹿児島県は、前項の評価を行つたときは、主務省令で定めるところにより、その内容を公表するよう努めるものとする。

##### 第五節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置

##### 一 観光旅客滞在促進事業(計画区域において旅館業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する旅館業(同条第二号)の登録を受けた者を除く。)の実績に関する評価を行わなければならない。

二 鹿児島県は、前項の評価を行つたときは、主務省令で定めるところにより、その内容を公表するよう努めるものとする。

##### 六 産業振興促進計画の認定

第十一条 奄美群島市町村は、単独で又は共同して、振興開発計画に即して、主務省令で定めるところにより、当該奄美群島市町村の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画(以下「産業振興促進計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

第十二条 産業振興促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 産業振興促進計画の区域(以下「計画区域」という。)

二 当該計画区域において振興すべき業種

三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に關する事項

四 計画期間

三 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

一 産業振興促進計画の目標

二 その他主務省令で定める事項

三 前項に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

4 第二項第三号に掲げる事項には、次に掲げ

5 金の交付に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(計画の実績に関する評価)

##### 一 奄美群島特例通訳案内士育成等事業(奄美群島において奄美群島特例通訳案内士(第十七条第二項に規定する奄美群島特例通訳案内士をいう。)の育成、確保及び活用を図る事業をいう。同条第一項において同じ。)に関する事項

二 観光旅客滞在促進事業(計画区域において旅館業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する旅館業(同条第二号)の登録を受けた者を除く。)の実績に関する評価を行わなければならない。

三 主務省令で定めるところにより、その内容を公表するよう努めるものとする。

##### 第四節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置

##### 一 観光旅客滞在促進事業(計画区域において旅館業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する旅館業(同条第二号)の登録を受けた者を除く。)の実績に関する評価を行わなければならない。

二 鹿児島県は、前項の評価を行つたときは、主務省令で定めるところにより、その内容を公表するよう努めるものとする。

##### 六 産業振興促進計画の認定

第十一条 奄美群島市町村は、単独で又は共同して、振興開発計画に即して、主務省令で定めるところにより、当該奄美群島市町村の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画(以下「産業振興促進計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

第十二条 産業振興促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 産業振興促進計画の区域(以下「計画区域」という。)

二 当該計画区域において振興すべき業種

三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に關する事項

四 計画期間

三 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

一 産業振興促進計画の目標

二 その他主務省令で定める事項

三 前項に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

4 第二項第三号に掲げる事項には、次に掲げ

5 金の交付に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(計画の実績に関する評価)





げる要件に該当する奄美群島内限定旅行業業務取扱管理者を選任することができる。この場合においては、奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を同項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する。

一 旅行業法第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しないこと。

二 旅行業務の取扱いについての国土交通省令で定める研修の課程を修了したことその他の当該営業所における第十二条第四項第二号に規定する旅行業務に該当しないこと。

三 旅行業法第十二条の二第二項に規定する事務を行うのに必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えること。

四 国土交通大臣は、この条の規定の施行に必要な限度において、奄美群島内限定旅行業者代理業者に対し、奄美群島内限定旅行業者代理業の実施状況について報告を求めることができる。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例)

第十九条 奄美群島市町村が、第十二条第二項第三号に掲げる事項に補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、主務大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けるものとみなす。

(農地法等による処分についての配慮)

第二十条 国の行政機関の長又は鹿児島県知事は、認定産業振興促進計画に記載された計画区域内の土地を認定産業振興促進計画に記載された事業の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該計画区域における産業の振興に資

するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(中小企業者に対する配慮)

第二十一条 国及び地方公共団体は、認定産業振興計画に記載された計画区域において、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。)が認定産業振興促進計画に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

第五節 振興開発のためのその他の特別措置

本則に次の二条を加える。

第六十六条 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に处罚する。

附則第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第二項中「平成二十五年度」を「平成三十一年度」に改める。

附則第三項中「平成二十六年度」を「平成三十一年度」に、「第五項まで及び第二十七条」を「第四項まで、第二章第三節及び第六十条」に改めること。

附則第四項を次のように改める。

4 この法律の失効前にした行為に對する罰則の適用については、この法律は、附則第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附則第五項及び第六項を削り、附則第七項を附則第五項とし、附則第八項を附則第六項とする。

附則第九項中「附則第七項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十項中「附則第七項」を「附則第五項」に

改め、同項を附則第八項とする。

附則第十一項中「附則第七項」を「附則第五項及び第七項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十二項及び第十三項を削る。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第二条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「一第四条」に、「第二章 小笠原諸島振興開発計画等(第三条第一項)」を

「第二章 小笠原諸島振興開発計画等(第三条第一節 振興開発計画及びこれに基づく措置)」を「第二章 小笠原諸島振興開発特別措置法(第五条)」を

「第二章 小笠原諸島振興開発計画等(第三条第一節 振興開発計画及びこれに基づく措置)」を

「第二章 小笠原諸島振興開発特別措置法(第五条)」を

第四十八条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、関係地方公共団体の長及び議会の議長並びに学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を總理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 特別の事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に、臨時委員を置くことができる。

8 臨時委員は、当該事項に關し専門的知識を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

9 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

11 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定めること。

(審議会への報告)

第四十九条 國土交通大臣は、毎年、小笠原諸島の振興開発に關して講じた施策について、審議会に報告するものとする。

## 第四章 雜則

第十九条を第四十五条とする。

第十八条第二項中「村」を「小笠原村」に、「都」の「を「東京都の」に改め、同条第三項中「都」を「東京都に改め、同条を第四十四条とする。

第十七条を第四十三条とし、第十六条を第四十二条とする。

第十五条第七項中「第十五条第五項」を「第四十一条第五項」に改め、同条を第四十一条とする。

第十四条を第四十条とし、第十三条の七を第三十九条とする。

第十三条の六の見出しを「観光の振興及び地域間交流の促進についての配慮」に改め、同条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「ため」の下に「小笠原諸島における観光の振興並びに」を加え、同条を第三十八条とする。

第十三条の五中「医療の提供に支障が生じている場合には」を削り、「確保」の下に「定期的な巡回診療」を加え、「小笠原諸島における」を削り、同条に次の二項を加える。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島に居住する妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、当該妊婦が居住する島に妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所又は助産所が設置されていないことにより、当該妊婦が当該島の区域外の病院、診療所又は助産所に健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合における当該通院又は入院に対する支援について適切な配慮をするものとする。

3 東京都は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画を作成するに当たつては、小笠原諸島における医療の特殊事情に鑑み、小笠原諸島において必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

第十二条の五を第三十二条とし、同条の次に次の五条を加える。

(自然環境の保全及び再生についての配慮)

第三十二条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るために措置その他の必要な措置について適切な配慮をするものとする。

(再生可能エネルギー源の利用の推進等についての配慮)

第三十四条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の自然的特性を踏まえ、小笠原諸島において再生可能エネルギー源を利用することができる、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能なエネルギー源の利用の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の規定による公立の高等学校等を設置する地方公共団体ごとの教員及び職員の定員の算定並びに小笠原諸島に所在する公立の高等学校等に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の配慮をするものとする。

(防災対策の推進についての配慮)

第三十五条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、小笠原諸島における国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の周辺の海域の漁場において漁業者が安定的に水産物を販売するものとする。

## (教育の充実等についての配慮)

第三十六条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会の確保に資するため、小笠原諸島内の島の区域内に高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設(以下この条において「高等学校等」という)が設置されていないことにより、当該島の区域外に生徒が居住して高等学校等へ通学する場合における当該居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における場所における当該居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島の住民及び小笠原諸島へ移住しようとする者の小笠原諸島における就業の促進を図るために、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(就業の促進についての配慮)

第二十七条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の住民及び小笠原諸島へ移住しようとする者の小笠原諸島における就業の促進を図るために、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(生活環境等の整備についての配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

(介護給付等対象サービス等の確保等についての配慮)

第二十九条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス(以下この条において「介護給付等対象サービス等」という)の確保及び充実を図るために、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

4 第十二条の四を第二十六条とし、同条の次に次の五条を加える。

(就業の促進についての配慮)

第二十七条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の住民及び小笠原諸島へ移住しようとする者の小笠原諸島における就業の促進を図るために、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における場所における当該居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

(生活環境等の整備についての配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

(介護給付等対象サービス等の確保等についての配慮)

第二十九条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス(以下この条において「介護給付等対象サービス等」という)の確保及び充実を図るために、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

(高齢者の居住用施設の整備についての配慮)  
第三十条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における高齢者の福祉の増進を図るために、高齢者の居住の用に供するための施設の整備について適切な配慮をするものとする。

(保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減についての配慮)  
第三十一条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の保健医療サービス、介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るため、小笠原諸島における住民がこれらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

第三十二条 「地方公共団体は」の下に「小笠原諸島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み」を加え、同条を第二十五条とする。

第三十三条の二中「地方公共団体は」の下に「小笠原諸島と他の地域との間の人の往来等に関する条件の格差に鑑み」を加え、「充実に」を充実並びに人の往来等に要する費用の低廉化についてに改め、同条を第二十四条とする。

第三十三条を第二十三条规定する。第十一条第一項中「都」を「東京都」に改め、同条を第二十二条とする。  
第九条中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を第二十一條とする。  
第八条の二を第十条とし、同条の次に次の二節及び節名を加える。

(産業振興促進計画の認定)  
第三節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置  
第十二条 小笠原村は、振興開発計画に即して、国土交通省令で定めるところにより、小笠原諸島の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振

興その他の産業の振興を促進するための計画(以下「産業振興促進計画」という。)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することがで

きる。

記載するものとする。

2 産業振興促進計画には、次に掲げる事項を

記載するものとする。

一 小笠原諸島において振興すべき業種

二 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項

三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、産業振興促進計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 産業振興促進計画の目標

二 その他国土交通省令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業

(小笠原諸島において小笠原諸島特例通訳案内士(第十七条第二項に規定する小笠原諸島特例通訳案内士をいう。)の育成、確保及び活用を図る事業をいう。同条第一項において同じ。)に関する事項

二 観光旅客滞在促進事業(小笠原諸島において旅館業法(昭和二十三年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する旅館業(同条八号)第二条第一項に規定する旅館業(同条八号)第一項に規定する下宿業者その他の国土交通省令で定めるものを除く。)を営む者(旅館業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第三条の登録を受けた者を除く。)が、小笠原諸島内限定旅行業者代理業(旅行業法第二条第二項に規定する旅行業者代理業である契約を締結する行為を行つもの)をいふ。第十一条第五項において同じ。)を行うことにより、小笠原諸島において観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を

図る事業であつて、小笠原諸島の観光資源を活用して観光旅客の滞在を促進するもの

をいう。以下同じ。)に関する事項

三 補助金等交付財産活用事業(補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第二百七十九号)第二十二条に規定する財産をいう。)を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第十一条において同じ。)に関する事項

5 小笠原村は、産業振興促進計画に第二項第二号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6 次に掲げる者は、小笠原村に対して、産業振興促進計画を作成することを提案することができる。この場合においては、振興開発計画に即して、当該提案に係る産業振興促進計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

7 一 当該提案に係る産業振興促進計画に記載しようとする第二項第二号に規定する事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、同号の産業振興促進計画に関し密接な関係を有する者

8 小笠原村は、前項の規定による提案を受けたときは、当該提案に基づき産業振興促進計画を作成するか否かについて、滞在なく、当該提案をした者に通知しなければならない。

9 国土交通大臣は、産業振興促進計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長(以下単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。

10 国土交通大臣は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第十二条 国土交通大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第八項の認定に関する処理を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、国土交通大臣が前項の処理期間中に前条第八項の認定に関する処理を行なうことができるよう、速やかに、同条

分が次に掲げる基準に適合すると認めるとき

は、その認定をするものとする。

一 振興開発計画に適合するものであるこ

と。

二 産業振興促進計画の実施が小笠原諸島における産業の振興及び雇用機会の拡充に相

当程度寄与するものであると認められるこ

と。





5 小笠原村は、振興開発計画が定められていない場合には、東京都に対し、振興開発計画を定めることを要請することができる。この場合においては、振興開発計画の案を添えなければならない。

6 前項の規定による要請があつたときは、東京都は、速やかに、振興開発計画を定めるよう努めるものとする。

7 小笠原村は、第四項又は第五項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第八条を第六条とし、同条の前に次の節名を付する。

## 第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置

第三条の見出しを削り、同条第一項中「国土交通大臣は」の下に「第一条の基本理念にのつとり」を加え、同条第二項第三号中「整備」の下に「人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬(以下「人の往来等」という。)に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他 の就業の促進に関する基本的な事項 第二条第二項中第十三号を第十八号とし、第十二号を第十七号とし、同項第十一号中「人材」の下に「確保及び」を加え、同号を同項第十六号とし、同項中第十号を第十五号とし、第九号を第十四号とし、同項第八号中「振興」の下に「子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。次条第二項第十三号において同じ。」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第七号を同項第十二号とし、同項第六号中「及び」の下に「再生並びに」を加え、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 再生可能エネルギー源(太陽光、風力

その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができます

ると認められるものをいう。以下同じ。)の利用その他のエネルギーの供給に関する基

本的な事項

第三条第二項第五号の次に次の四号を加え

る。

六 住宅及び生活環境の整備(廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。)

に関する基本的な事項

七 保健衛生の向上に関する基本的な事項

八 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

九 医療の確保等に関する基本的な事項

第三条第三項を削り、同条第四項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改め、同項を

第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条を第五条とし、同条の前に次の節名を付す

る。

第一節 基本方針

第一条中第二条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(基本理念)

第二条 小笠原諸島の振興開発のための施策は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的の経済水域及び大陸棚の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担つていてることに鑑み、その役割が十分に發揮されるよう、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨として講ぜられなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのつとり、小笠原諸島の振興開発のため

に必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

本則に次の二章を加える。

第五章 罰則

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第六項の規定に違反した者

二 偽りその他の手段により小笠原諸島特例通訳案内士の登録を受けた者

三 第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

四 特例通訳案内士の登録を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

二 第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十八条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつた者

四 第十八条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示した者

五 第十八条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六章 施行期日

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても同条の刑を科する。

第五十五条 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第五十六条 第十七条第八項において準用する

通訳案内士法第三十九条第一項に規定する

規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出を

したときは、その団体の代表者又は管理者を

三十万円以下の過料に処する。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の奄美群島振興開発特別措置法(以下この条において「旧奄美法」という。)第三条第一項に規定する振興開発計画(次項において「旧計画」という。)に基づく事業で平成二十六年度以降に繰り越される国の負担金、補助金(旧奄美法第六条第五項の規定

規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成二十六年度」を「平成三十一年度」に改め、「第六条」を「第七条」に改め。

附則第三項中「第十五条」を「第四十一条」に改め、「第六条」を「第十六条」に改め。

附則第五項中「第十六条第一項」を「第四十二条第一項」に改め。

附則第六項中「平成二十六年分」を「平成三十一年分」に改める。

附則第七項中「第十六条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、附則に次の二項を加える。

(二)この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用

第一条第一項に規定する

規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第二条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第三条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第四条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第五条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第六条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第七条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第八条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第九条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第十条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第十一条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第十二条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第十三条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第十四条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第十五条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第十六条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第十七条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第十八条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第十九条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第二十条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第二十一条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第二十二条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第二十三条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第二十四条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第二十五条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第二十六条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第二十七条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第二十八条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第二十九条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第三十条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第三十一条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第三十二条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第三十三条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第三十四条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第三十五条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第三十六条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第三十七条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第三十八条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第三十九条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

第四十条第一項に規定する規定期限による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、行為者を罰する。

規定期に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成二十六年度」を「平成三十一年度」に改め、「第六条」を「第七条」に改め。

附則第三項中「第十五条」を「第四十一条」に改め、「第六条」を「第十六条」に改め。

附則第五項中「第十六条第一項」を「第四十二条第一項」に改め。

附則第六項中「平成二十六年分」を「平成三十一年分」に改める。

附則第七項中「第十六条第一項」に改め、附則に次の二項を加える。

(二)この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用

第一条第一項に改め。

官 報 (号 外)

による補助金を除く。)又は交付金に係るもののは、第一条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法(以下この条において「新奄美法」という。)第五条第一項に規定する振興開発計画(以下この条において「新計画」という。)に基づく事業とみなして、新奄美法第六条第一項から第四項までの規定を適用する。

3 旧計画に基づく事業に係る旧奄美法第六条第五項の規定による国の補助金のうち、平成二十六年度以降の年度に繰り越されるものについては、なお従前の例による。

4 地方公共団体が、新奄美法第一条に規定する奄美群島(以下この条において単に「奄美群島」という。)内において旧奄美法第六条の十三第一号イからホまでに掲げる事業の用に供する設備を平成二十六年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧奄美法第六条の十三の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

5 新奄美法第四条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金、補助金又は交付金(新奄美法第九条第二項の交付金を除く。次項において同じ。)に係る事業で奄美群島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。

して鹿児島県が国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。  
（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で平成二十六年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下この条において「新小笠原法」という。）第六条第一項に規定する振興開発計画（以下この条において「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新小笠原法第七条第一項の規定を適用する。

2 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

3 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

ようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。  
(通訳案内士法の一部改正)

第五条 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第四条中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の二を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 奄美群島振興開発特別措置法(昭和四十九年法律第二百八十九号)第十七条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から一年を経過しないもの

四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十七条第八項において準用する第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(電波法の一部改正)

第六条 電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第六備考第五号中「第一条第一項に規定する小笠原諸島」を「第四条第一項に規定する小笠原諸島」に改める。

(港湾法の一部改正)

第七条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「附則第七項、失効前」を「附則第五項、失効前」、「附則第十項」を「附則第八項」に改める。

附則第十四項中「附則第十項」を「附則第八項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)  
**第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十  
五号)の一部を次のように改正する。**  
第三十四条の三の次に次の二条を加える。  
(認定が旅行業者代理業の登録とみなされる  
場合の取扱い)  
**第三十四条の四 奄美群島振興開発特別措置法  
(昭和二十九年法律第八十九号)第十一條第一  
項(産業振興促進計画の認定)に規定する產  
業振興促進計画の同条第八項(同法第十三條  
第二項(認定産業振興促進計画の変更)におい  
て準用する場合を含む。)の認定が別表第一第一  
百四十二号の規定により旅行業法(昭和二十  
七年法律第二百三十九号)第三条登録)の旅  
行業者代理業の登録とみなされる場合における  
奄美群島振興開発特別措置法第十一條第五  
項の同意をした者については、当該産業振興  
促進計画に係る同条第一項の規定による申請  
を当該同意をした者の当該登録に係る申請と  
みなして、前章及びこの章の規定を適用す  
る。**  
**2 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十  
四年法律第七十九号)第十一條第一項(産業振  
興促進計画の認定)に規定する産業振興促進  
計画の同条第八項(同法第十三條第二項(認定  
産業振興促進計画の変更)において準用する  
場合を含む。)の認定が別表第一第一百四十二号  
の規定により旅行業法第三条の旅行業者代理  
業の登録とみなされる場合における小笠原諸  
島振興開発特別措置法第十一條第五項の同意  
をした者については、当該産業振興促進計画  
の規定により旅行業法第三条の旅行業者代理  
業の登録とみなされる場合における申請を当該同  
意をした者の当該登録に係る申請とみなし  
て、前章及びこの章の規定を適用する。**  
別表第一中「第三十四条の三」を「第三十四条  
の四」に改め、同表第百四十二号中「特例」の下  
に「奄美群島振興開発特別措置法第十八条第  
一项(旅行業法の特例)又は小笠原諸島振興開發

振興促進計画の変更において準用する場合を含む)の規定による産業振興促進計画の認定は、当該登録に改め、同号(一)中「昭和二十七年法律第二百三十九号」を削る。

一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(総合特別区域法の一部改正)  
第十三条 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一条)の一部を次のように改正する。  
第二十条第五項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項

		九の二 市町村長
		奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)による同法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条规定第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	九の三 市町村長	奄美群島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)による同法第十七条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条規定第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八の二 市町村長	奄美群島振興開発特別措置法による同法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条规定第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	別表第四の八の項の次に次のように加える。
八の三 市町村長	奄美群島振興開発特別措置法による同法第十七条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条规定第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進によ

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による  
国際観光の振興に関する法律の一部改正)  
第十条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進  
による国際観光の振興に関する法律(平成九年  
法律第九十一号)の一部を次のように改正す  
る。

六号とし、第三号の次に次の二号を加える。  
四 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第六号とし、

び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第三号中「観光圏内限定旅行業者代理業者」を「同法以外の法律の規定により同法第三条の登録を受けたものとみなされた者」に改める。

(福島復興再生特別措置法の一部改正)  
第十四条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正す  
る。

官報(号外)

<p>四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。</p> <p>四 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十一年法律第百八十九号)第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該处分の日から二年を経過しないもの</p> <p>五 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和十四年法律第七十九号)第十七条第八項に</p>	
<p>おいて準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p>	
<p>(総務省設置法の一部改正)</p> <p>第十五条 総務省設置法(平成十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第二条第二項の表平成二十六年三月三十一日の項を削り、同表平成二十九年三月三十一日の項に</p>	
<p>日の項の次に次のように加える。</p>	
<p>平成三十一年三月三十一日 奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一條に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	
<p>(農林水産省設置法の一部改正)</p> <p>第十六条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)第一項の表平成二十六年三月三十一日の項を削り、同表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。</p> <p>平成三十一年三月三十一日 奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一條に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	
<p>(国土交通省設置法の一部改正)</p> <p>第十七条 國土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第二条第一項の表平成二十六年三月三十一日の項の次に次のように加える。</p> <p>平成三十一年三月三十一日 奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一條に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	
<p>一 議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成三十一年三月三十一日まで延長するとともに、交付金制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p>二 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書</p> <p>(五) 国及び地方公共団体の配慮規定に、生活環境、介護、保健医療、防災、自然環境保全、エネルギー対策等に係る事項を追加すること。</p> <p>(六) 基本方針及び振興開発計画に係る主務大臣について、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣を追加すること。</p> <p>(七) 奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長すること。</p>	
<p>独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。</p> <p>奄美群島特例通訳案内士に関すること。</p> <p>奄美群島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島(奄美群島をいう。)の総合的な振興及び開発に関すること。</p> <p>小笠原諸島特例通訳案内士に関すること。</p>	
<p>附則第四条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。</p>	
<p>理由</p> <p>奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成三十一年三月三十一日まで延長するとともに、交付金制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>	
<p>促進を図ることを追加すること。</p> <p>(二) 奄美群島の振興開発に関し、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を新たに定めること。</p> <p>(二) 鹿児島県は、奄美群島の産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を実施するための交付金事業計画を作成することができるとするとともに、国は、同事業計画に基づく事業の実施に要する经费に充てるため、鹿児島県に対し、交付金を交付することができる。</p> <p>(四) 奄美群島市町村は、産業振興促進計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとするとともに、認定を受けた産業振興促進計画に記載した事業について、通訳案内士法等の特例措置が認められること。</p> <p>(五) 国及び地方公共団体の配慮規定に、生活環境、介護、保健医療、防災、自然環境保全、エネルギー対策等に係る事項を追加すること。</p> <p>(六) 基本方針及び振興開発計画に係る主務大臣について、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣を追加すること。</p> <p>(七) 奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長すること。</p>	
<p>(一) 法律の目的に、奄美群島における定住の</p>	



官報(号外)

に、基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の四を乗じて得た数を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額を加えて得た額」を加える。

第六十条の二第一項中「該当する者」の下に「(以下「教育訓練給付対象者」という)」を加え、「行つた」を「受けている場合であつて厚生労働省令で定める場合を含み、当該教育訓練に係る」に、「その旨の」を「厚生労働省令で定める」に改め、同条第

二項中「同項各号に掲げる者」を「教育訓練給付対象者」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「第一項各号に掲げる者を「教育訓練給付対象者」に、「同項」を「第一項」に、「を行つた」を「に係る」に、「百分の四十」を「百分の六十」に改め、同条第五項中「とき」の下に「又は教育訓練給付対象者が基準日前厚生労働省令で定める期間内に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるとき」を加える。

第七十六条第一項中「第六十条の二第一項各号のいづれかに該当する者(以下「教育訓練給付対象者」という)」を「教育訓練給付対象者」に改める。

第七十七条の次に次の一条を加える。

(資料の提供等)  
第七十七条の二 行政庁は、関係行政機関又は公私の団体に対して、この法律の施行に関して必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければならない。

附則第十一條の次に次の一条を加える。  
(教育訓練支援給付金)

第十一條の二 教育訓練支援給付金は、教育訓練給付対象者(前条に規定する者うち、第六十条の二第一項第二号に該当する者であつて、厚

生労働省令で定めるものに限る。)であつて、厚生労働省令で定めるところにより、平成三十一年三月三十一日以前に同項に規定する教育訓練

が四十五歳未満であるものに限る。)が、当該教育訓練を受けている日(当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者によりその旨の証明がされた日に限る。)のうち失業している日(失業してい

ることについての認定を受けた日に限る。)について支給する。この場合における第十条第五項及び第六十条の三の規定の適用については、同

項中「教育訓練給付金」とあるのは「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金」と、同条第一項中「により教育訓練給付金」とあるのは「により

教育訓練給付金又は教育訓練支援給付金」と、

「教育訓練給付金」とあるのは「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金」と、同条第二項中「により教育訓練給付金」とあるのは「により

教育訓練給付金又は教育訓練支援給付金」と、

「教育訓練給付金」とあるのは「教育訓練給付金」と、同条第三項中「教育訓練給付金」とあるのは「教

育訓練給付金又は教育訓練支援給付金」と、前

条第二項とあるのは「前条第二項及び附則第十

一条の二第一項」とする。

2 前項の失業していることについての認定は、

厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が行う。

3 教育訓練支援給付金の額は、第十七條に規定する賃金日額(以下この項において単に「賃金日額」という。)に百分の五十二千三百二十円以上

八条の規定により変更されたときは、その変更された額)については百分の八十、四千六百四十円未満の賃金日額(その額が第十四條第一項第一項及び第五条第一項及び第六十条の二第一項に規定する賃金日額の百八十日目に当たる日が属する場合にあつては、百八十日目に当たる日が属する場合にあつては、

休業開始時賃金日額に当該休業開始日から当該休業日数の百八十日目に当たる日までの日数を乗じて得た額の百分の六十七に相当する額に、休

業開始時賃金日額に当該休業開始日から当

に当たる日から当該休業を終了した日又は翌月の

率)を乗じて得た金額に百分の五十を乗じて得た額とする。

4 基本手当が支給される期間及び第二十一条第一項若しくは第三十三条第一項の規定により基本手当を支給しないこととする期間については、教育訓練支援給付金は、

支給しない。

5 第二十二条、第三十二条第一項及び第七十八条の規定は、教育訓練支援給付金について準用する。この場合において、第二十二条及び同項中「受給資格者」とあるのは「教育訓練支援給付金の支給を受けることができる者」と、同項中「死亡したため失業の認定」とあるのは「死亡したため附則第十二条の二第一項の失業していることについての認定」と、「について失業の認定」とあるのは「について同項の失業していることについての認定」と、第七十八条中「第十五条第四項第一号の規定により同条第二項に規定する失業の認定」とあるのは「附則第十二条の二第一項の失業していることについての認定」と読み替えるものとする。

附則第十二条中「同条第四項」を「同条第三項及び第四項」に、「同項」を「同条第三項中「次項第二号」とあるのは「次項」と、同条第四項に改め、「百分の四十」の下に「に相当する額」を加え、「百分の五十」を「百分の五十(当該休業を開始した日から起算し当該育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して百八十日に達するまでの間限り、百分の六十七に相当する額(支給単位期間に当該育児休業給付金の支給に係る休業日数の百八十日目に当たる日が属する場合にあつては、

休業開始時賃金日額に当該休業開始日から当該休業日数の百八十日目に当たる日までの日数を乗じて得た額の百分の六十七に相当する額に、休

業開始時賃金日額に当該休業開始日から当

に当たる日から当該休業を終了した日又は翌月の

休業開始日当日の前日のいづれか早い日までの日数を乗じて得た額の百分の五十に相当する額を加えて得た額)に改める。

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条 第五条第一項及び第十条の改正規定並びに附則第十条の規定 公布の日

二 第六十条の二及び第七十六条第一項の改正規定並びに附則第十二条の次に一条を加える

規定並びに附則第十二条の次に三条を加える

規定並びに附則第三条及び第四条の規

定 平成二十六年十月一日

(就業促進手当に関する経過措置)

第二条 改正後の雇用保険法第五十六条の三第三項第二号の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者となつた者に対する就業促進手当について適用し、施行日前に同号に該当する者となつた者に対する就業促進手当については、なお従前の例による。

(教育訓練給付金に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(次条において「一部施行日」という。)前に改

正前の雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した同項各号のいづれかに該

当する者に対する同項の規定による教育訓練給付金については、なお従前の例による。

(教育訓練支援給付金に関する経過措置)

第四条 改正後の雇用保険法附則第十二条の二の規定は、一部施行日以後に同条第一項の厚生労

働省令で定める教育訓練次項において「新教育訓練」という。)を開始した同条第一項に規定する者について適用する。

2 一部施行日前に改正前の雇用保険法第六十条の二第一項の規定により教育訓練給付金の支給

を受けた者(雇用保険法第六十条の三第三項の規定により教育訓練給付金の支給があつたものとみなされた者を除く)であつて、一部施行日以後に初めて新教育訓練を開始したもの(改正後の雇用保険法第六十条の二第一項の規定により新教育訓練以外の同項に規定する教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けた者を除く)。

については、雇用保険法附則第十一條に規定する者とみなして、改正後の雇用保険法附則第十一条の二の規定を適用する。

(育児休業給付金に関する経過措置)

第五条 改正後の雇用保険法附則第十二条の規定は、施行日以後に開始された雇用保険法第六十条の四第一項に規定する休業に係る育児休業給付金について適用し、施行日前に開始された同項に規定する休業に係る育児休業給付金については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一一部改正)

第六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條の二中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「これらの規定」を「同条第一項中及び次項」とあるのは「から第三項まで」と、同項及び同条第三項に、「「百分の五十」を「百分の五十(当該育児休業等をした期間が百八十年に達するまでの期間については、百分の六十七)」に改める。

(国家公務員共済組合法の一一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十一條の二の規定は、施行日以後に開始された国家公務員共済組合法第六十八条の二第一項に規定する育児休業等に係る育児手当金については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一一部改正)

第九条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第十七条の二の規定は、施行日以後に開始された地方公務員等共済組合法第七十条の二第一項に規定する育児休業に係る育児休業手当金について適用し、施行日前に開始された同項に規定する育児休業に係る育児休業手当金については、なお従前の例による。

第十条 被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中地方公務員等共済組合法附則第十四条の七の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第十七条の二中「同条第一項及び第三項」を「同条第一項中「及び次項」とあるのは「から第三項まで」と、同項及び同条第三項に、「「百分の五十(当該育児休業等)」に改める。

二 議案の目的及び要旨

本案は、現下の雇用情勢を踏まえ、雇用保険制度において、基本手当、就業促進手当、教育訓練給付に暫定措置の新設及び延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 就業促進手当について、安定した職業に就き六ヶ月以上継続して雇用されたこと等を要件として、現行の再就職手当に加え、一定額を支給すること。
- 2 教育訓練給付について、専門的・実践的な教育訓練に係る教育訓練給付金の給付割合の上限を百分の四十から百分の六十に引き上げることとともに、平成三十年度末までの暫定措置として、四十五歳未満の離職者が初めて専門的・実践的な教育訓練を受講する場合に限り、離職前賃金に基づき算出した一定額を支給する教育訓練支援給付金を創設すること。
- 3 有期労働契約が更新されなかつたことによる離職者等について基本手当の給付日数を延長する等の暫定措置を平成二十八年度末まで延長すること。
- 4 育児休業給付金の額について、休業を開始した日から通算して百八十日に達するまでの間に限り、賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の六十七に相当する額に引き上げる暫定措置を創設すること。

二 議案の可決理由

現下の雇用情勢を踏まえ、雇用保険制度において、基本手当、就業促進手当、教育訓練給付及び育児休業給付金の給付の拡充並びに暫定措置の新設及び延長等の措置を講じることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴い、失業等給付に係る平成二十六年度一般会計予算の支出は約二十七億円、労働保険特別会計予算の支出は約千二百七十億円それぞれ増加する見込みである。

右報告する。

平成二十六年三月十四日

厚生労働委員長 後藤 茂之  
衆議院議長 伊吹 文明殿

(別紙)

雇用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 失業等給付に係る積立金の現状にかんがみ、生活安定機能を充実させるための基本手当の改善及び雇用保険料率の引下げについて検討を行うとともに、雇用環境の将来展望を踏まえた雇用保険制度の在り方そのものについて、根本的な検討を行うこと。
- 2 雇用保険の国庫負担に関する暫定措置については、国庫負担が雇用政策に対する政府の責任を示すものであることにかんがみ、早期に安定的・効率的な運営を図ること。
- 3 教育訓練給付の拡充については、非正規雇用労働者を含む在職者のより安定した雇用や離職者の早期再就職につながる内容となるよう具体的な訓練内容などについて労働需要に基づいた

官 報 (号 外)

適切な審査を行うとともに、失業した際の基本手当とのバランスに配慮しつつ、不正受給の防止策を講じること。

四 育児休業給付の拡充に際し、労働者が育児休業を取得しやすいようにするため、特に中小企業における仕事と育児の両立に関する労働者及び使用者の理解の促進や代替要員確保の支援策などの取組を今まで以上に進めること。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成二十六年二月七日

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成二十六年度」を「平成二十一年度」に改める。

附 則  
この法律は、公布の日から施行する。

理 由

成田国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨  
本案は、成田国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成三十一年三月三十一日まで五年間延長しようとするものである。  
なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由  
空港周辺地域整備計画に基づく整備事業の現状等に鑑み、法律の有効期限を延長しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費  
平成二十六年度から平成三十年度までの五年間で約十八億円の見込みである。  
右報告する。

平成二十六年三月十八日  
衆議院議長 伊吹 文明殿  
總務委員長 高木 陽介

官 報 (号 外)

平成二十六年三月十八日 衆議院会議録第九号

第明治  
三十五年  
種類  
郵便  
物認可  
三十  
月三  
日可

発行所
二東京一〇五番地四號虎ノ門二丁目
独立行政法人國立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
(本体) 三三六円 二二〇円